

持參今日より出立いたし申候所詮裁判處にても今日之體にても奉職は不得仕決心に御座候尤今一應弟より何分之義申越候までは見合居候様屹度相とゞめ置申候付は別紙差出申候寫之分は不用之處なほぶき申候間諸候寫之分は弟寫させ申候爲示諸公なり間御一見之上安堵いたし候様之御高案も有之候は、御示し可被下候決る如只今京都府裁判處之體にても萬々六つケ敷事と於弟も奉存候彼も一府之上に立候は政府之御苦とても公平之裁許を受け不申は實に困迫之情も可有之と奉存候

海外生徒之事其末一向朝議も不承傳承候へは未被申越と申事も御座候自然左様に候へは御見合せを相願度政府之不條理不心切より三四百人中一時種々之苦情出候は公私ともに決る屬無益候事と奉存候實に弟も始終違志背思候之事而已にる殊に不才愚鈍奉其職候には困却至極御推察可被下候先は爲其草々頓首

正月三日

孝 允

(博文は伊藤博文)

博文 様御内披

四 伊藤博文宛書翰

明治七年一月六日

尙々實に裁判處之從來之行かゝりにるは地をかへ候も地方之官はつとまり不申候

(横村は横村正直)
(條公は三條實美)
(岩倉は岩倉具視)

彌御平安奉賀候昨日は御光來被下候由之處外出中に致失敬候御容赦可被下候さて横村一條も其後一向御様子も不相分昨日條公へ御尋仕見候處岩倉へ御相談之よしに辭表出し候も可然との御内意に付元より弟も此上は致し方も無之任意せ可申候從來之來由を推考候へは弟も横村へ面皮は無之實にまた政府も不慈悲不人情之事存申候先は爲其鳥渡申上置候草々頓首

一月六日

木 戸

内 披

(此書は宛名を闕くも明治七年木戸孝允が伊藤博文に贈れるものなり)

五 伊藤博文宛書翰 明治七年一月七日

朶雲拜見仕候昨日は荆婦參堂御邪魔申上候

(横村は横村正直)

横村心事も必竟政府之信用を不受所詮官途に在り候も公私之爲にあらすと申事に付此末他縣へ轉し候は尙更安堵も致す間敷於政府も御不信用に候へは府縣を撰らひ候譯も無御座候間決局御放逐相成候方も可然歟昨日も承り候へは北畠小判事被差出候も内命有之候よしに北畠も始より横村を三百日之懲役は受合候も出府いたし居候よし尤北畠も横村之京都十分力を盡し居候事は感心いたし居候よし實に今日之事相分り不申候地を換へ横村之心事と相成候もしらぬ顔にて他縣へ奉職と申事は出來間敷歟と奉存候就る暫休息被仰付候も可然奉存候

(北畠は北畠島治房)

(大木は大木喬任)

關谷と歟申ものも于今といめ置候よし昨日大木に承り候へは最早格別

(大隈は大隈重信)

も無之様子左すれば放還相成候様大木へ御一聲如何兎角條理より腕力之勝ち候には困り候ものに御座候横村も鐵道會社と歟之被廢候にも余程落膽をいたし不信用を受け候事も認め居申候其譯は同人年來余程盡力もいたし且大隈などは申談爲其政府との條約も有之候様子然るを頼に如此に相成候は定而御示趣之有之候事と申居候
來る十一日云々難有奉存候折角昨日高輪御屋敷よりも申來り居候に付暖かに御座候は、御方角へ罷出可申と奉存居荆婦之御傳言も其後承知仕候尤非常之天氣に御座候は、御了簡相願候先は爲其草々拜復

第一月七日

尙々

古澤迂郎小室信大夫岡本健三郎等何歟一種之論を起し奔走候と歟申事今朝承り申候

(古澤迂郎は古澤滋)
(小室信大夫は小室信夫)
(博文は伊藤博文)

博文 様内御答

孝 允

六 黒田清隆宛書翰 明治七年一月七日

彌御清適奉賀候舊年は態々御光來奉謝候私も今以外出も不得仕御無沙汰申上候さては山口縣參事吉田宇一郎と申もの此度出京田作作興之爲めこやしもの等も從來せわいたし來り候事も御座候處今後一入貧民等成立之爲め右等へ手を盡し北海道産物ニシシ之類同縣入用丈け一纏めに仕候相もとめ度由右邊に付拜青仕御高按も相窺度付は私より願吳候様申出候に付乍御面倒御一面被成下候様奉願候草々頓首

一月七日

黒田 先生

木 戸

(吉田宇一郎は吉田右一)

(黒田は黒田清隆)

七 森寺常德宛書翰 明治七年一月八日

御答書い曲承知仕候何卒肥後人には御揃に事事情被開合候は御分りに

相成候事も可有之と奉存候且又昨年島津忠久被爲召候節

御宸翰を玉わり候様承及候處眞事如何に御座候哉

御宸翰には無之尋常之 御沙汰に御座候哉何卒御閑暇之折御窺被成

下其御文言等も相分り候は、大意御認め被下候御示し奉願候先は爲其

草々頓首

一月八日

尙々本文御

宸翰にせよ御沙汰書にせよ御文面之處吳々奉願候以上

木々々寺様内答

鬼 門

(木々々寺は森寺常德)

八 伊藤博文宛書翰 明治七年一月八日

只今林三介當時小警視元罷越相嘶候には薩人ホリス辭職と歎申出候よし逐々大久翁之噂とも齟齬候様被相考申候大久翁之油断か抜かりどもには無

(大久は大久保利通)

木戸孝允文書卷十四 (明治七年一月)

百六十九

之哉御都合次第右三介御呼被成候御承知に相成候は、相分り可申候三介
にも今少し權を與へ候は、ホリス之方には用は立候歟と相考へ申候先
は爲其草々頓首

正月八日

木戸

(伊藤は伊藤博文)

伊藤様御内披

九 大木喬任宛書翰

明治七年一月八日

亂筆高恕

先以御清榮奉賀候過日は態々御光來緩々御高話相窺奉本懐候さては同縣
に於林三介と申もの第一大區小警視相勤人物之處は兼承知仕居ホリス
云々に付候も先達より隠然盡力仕候邊も有之一體之情實等も入御聞
度心事も御坐候何卒御一面被仰付候は、當人もい曲糺述仕また御用意に
相成候事も可有之歟と奉存候草々頓首

一月八日

木戸

(大木は大木喬任)

大木先生御内披

一〇 柏村信宛書翰

明治七年一月九日

亂筆高恕

頃日は態々御光來奉謝候御歸途夜に入誠に寒風凜烈別御疲と御氣の毒
に奉存候さては

(從三位公は毛利元徳)
(岩公は岩倉具視)
(尖は尖戸)
(杉は杉孫七郎)

從三位公御託し一條元より弟聊も相避け候心底には無御座候過日岩倉よ
りも預忠告候様會館之方一條に付候も弟自然耳近々承知仕候事も御座
候間精々可及儀は第一に盡力不仕は不相成儀と奉存候得共又御家事之
事は頃日も御内話仕候通尖杉なども相談仕候方可然奉存候事に付其邊
は元々御疎も不被在儀に奉存候へ共尙又御舍被下候被仰上可被遣候付
あは扶令同様に被仰付候決不苦候間其邊は宜敷御斟酌奉願付あは弟

申立る邊を以て杉へも御一書被仰聞候へは其上之處は弟十分に料理可仕候決る不相避邊之處は吳々も宜奉願候先は爲其草々頓首

一月九日

孝 允

(信は柏村)

信 老 臺内密御直

一一 田中光顯宛書翰

明治七年一月十日

亂筆高恕

(板垣は板垣退助)
(福澤は福澤諭吉)

朶雲拜見仕候板垣氏一條態々御示難有奉存候さては福澤草按早速御返却
隨に落掌仕候折柄昨日友人別冊を持参いたし吳申候間乍失敬呈上仕候草々拜復

一月十日

城北 病夫

(城南は田中光顯)

城南 老 兄拜復

一一 柏村信宛書翰

明治七年一月十二日

亂筆高恕

御答書拜見仕候最前

(公は毛利元徳)

公よりも態々被仰聞候儀に付元より弟主任仕候る萬端御都合克様微力之
及ひ候限りは相盡し不申亦は不相濟事と奉存候得共又人之身上彼是に付
候亦は實に又工合ものに御座候間杉実二氏等とも申合候得は至而都合も
よろしく候間爲其過日も申上候次第に付其邊上達仕居候へは大に安心仕
候自然も相避け候様響き候亦はと恐縮仕居候事に御座候付亦は杉実二氏
へも被仰聞候得はい細弟へ御託しに相成候邊は徹底仕候様に御都合奉願
候無左亦は三人又半途之説有之時に決定仕候力薄く相成小田原評定に亦
は其益有之間敷と奉存候此段御含まで了に尙又申上置候最早不及貴答候
間左様御了承奉願候草々頓首

一月十二日

孝 允

(信は柏村)

信 老 臺御内答

一三 森寺常德宛書翰

明治七年一月十三日

彌御清安奉賀候さては頃日も申上候通種々姦計を廻らし鼓動招集仕候ものも有之候よし能々平生御探索等も相とゞき居候而投時候は、御先着無之候而は人民之不幸も不大形候付而福井どもより申出候事も御取捨被下肝要なる事は御助力被下候而大臣公へも相貫き候様御注意奉願候先は爲其草々頓首

一月十三日

尙々水野中檢事之事も得と御聞取可然奉願候以上

三木 老 兄御内披

城 北

(水野は水野良知か)
(三木は森寺常德)

一四 伊藤博文宛書翰

明治七年一月十四日

朶雲拜見過日は參堂御厄害に相成候上頑論辟說喋々吐露定而御耳騒敷有之候と存申候乍去生來之蛙見猴智御了簡可被下候

(副島は副島種臣)

一 副島一條實に不面白處致爲國家可歎之至分明なる上は至當之御處致可有之義と奉存候

一 玉石混淆所詮六つヶ敷事に御座候間警保中之亂暴徒は速に被免候事可然と奉存候處其御運に至り候へは重疊と奉存候尤此頃世説に薩之ホリス百四五十人三日前夜小野組に押入三千金奪掠候と申風評有之申候もしも眞事ならば嚴重御着手有之度定而政府上にも御疎は無之事と奉存候得共數百之もの一時に御放還相成候に付而は御用意も相成居もしも亂暴候は、投時御先着肝要歟と奉存候人民もホリス之給金も出し盜賊へ利を出すとは此事に可有之候

(板垣は板垣退助)

一 板垣云々頻に彼面會いたし度様子乍去拙宅は多客出入候間他處にい

たし度様子に、昨今返答有之候都合に御座候急々歸縣と申様之事も有之

候は、開合せ否承り見可申候

(江藤は江藤新平)

一 江藤之事は承り不申候後藤之事も別に承知不致候定る岡本健三郎等之鼓動と被相察申候岡本頻に蓬萊會主之事もとめ候と歎申説承り申候先日後は御尋不申候哉

一 僕も退論は兼る之宿意則今にも決し申候乍去種々受議論候次第に付終に落城依る當分薬人形之役相勤可申と決着いたし申候尤此頃強御促しは實に御無理歎と相考へ申候其名あれば不得不聞其實病腦不堪其煩已に昨日來も頭痛に難義仕居申候喋々不堪陳述候草々頓首

一月十四日

(宇和島翁は伊達宗城)

尙々宇和島翁は來訪に其嘶有之申候尋常之事なれども當時之華族先是位之もの歎と相考へ申候又

(薩老先生は島津久光)
(大久は大久保利通)

薩老先生今月中旬には必辭表も被出候よし内心大不平と歎薩人安田鐵藏と申もの三條家内輪へ過日相嘶し候と申事承り申候其節は大久保な

(博文は伊藤博文)

どは安心之よしに承知候處安田之説符合候様覺へ申候中山忠左衛門と申もの此度之辭表論も余程助け候よし安田之説に内密薩人少々登り居舉動窺候様申居候よし御察如何

博文 殿内御答

孝 允

一五 佐々木高行宛書翰

明治七年一月十四日

(横村は横村正直)

爾後彌御清榮奉賀候さては私も今以外勤不得仕爲其御無沙汰申上候に付先達て横村一條に付ても必竟裁判之公正に歸し天下彌政府に信賴候様有之度の一心にて愚存も建言仕候處却て司法省中より嫌疑を受候事も不少爲天下爲人民不堪浩歎候處其後老臺にも御出勤に相成竊に爲人民にも欣躍仕居申候然る處司法省中も一朝ならざる弊にて兎角天下へ公布の御次第と齟齬候事も不少官員一時の威權を以て公布に反し人民を抑壓候様にては人民も不知所信眞以可憐の至如此次第にては前途を想像候ても不堪

涕泣乍恐末小の處は所詮不達御聞事も不少と奉存候得共於人民は末小の所に明白公正兼て人民へ公布相成候御規則を以御扱無之ては人民の艱難いかばかりかと奉存候已に此度三谷一條に付候ても可憐の至と奉存候何卒速に此弊御一洗有之候様大木とも被仰合御着手有之候様爲天下奉萬禱候平生の知己に甘へ赤心存申陳候間不惡御聽取奉願候先は爲其草々頓首

一月十四日

孝 允

(佐々木は
佐々木高
行)

佐々木老臺内密御直拆

一六 田中光顯宛書翰

明治七年一月十五日

朶雲拜見い曲奉畏候どふ歎今日小室なるもの、噂に同人宅へ引受候様之事を森寺へ相談し候よし小室なるものも一つのバーチーを起し居候様子過日小室へも同人之宅へ罷越候も不都合無之と申置候得共得と勘考仕見候へは同人之處へも色々他人罷越可申其上弟も病體之事故同人宅は不

(小室は小
室信夫)
(森寺は森
寺常德)

可然と奉存候付る此邊之處毛利氏より他日小室へも可然御通し被下候様御致意奉願候

(下村圭太
郎は下村
大郎)

今日どふも安心不仕候故押る駕籠に正院へ罷出見候處已に分散依る三條邸より工部省等へ参り申候然處下村圭太郎と申人にも面會仕候同人は如何之此度は論に御座候哉御承知に御座候は、御示し奉願候後刻麴町へ人差遣し候間御返事をとり差出可申候間御一答奉願爲其草々頓首

一月十五日

城 北

(城南は田
中光顯)

城南 老 兄御内答

一七 森寺常德宛書翰

明治七年一月十六日

亂筆高恕

昨日如別紙大久保よりも及返答當人も必至盡力之積り付るは只管

(大久保は
大久保利
通)

木戸孝允文書卷十四 (明治七年一月)

百七十九

(大臣公は
三條實美)

大臣公之御決心を奉窺居候心事に付此上は御存分に御指揮被爲在候御儀
肝要と奉存候決る毫も御用捨被爲在候は不可然と奉存候別紙之文意に
あも同人之決心毫厘可疑事は無之何事も斷然と御沙汰奉仰候爲其別紙懸
御目申候御一覽之上直に御返與必奉願候先は爲其草々頓首

一月十六日

木 門

(森寺は森
寺常徳)

森 寺 様御直念

一八 大久保利通宛書翰

明治七年一月十六日

亂筆高恕

邏卒云々御示之義も承知仕候爰元には御示之人數丈けは急々相集り兼
申候に付相集り候丈け着手仕其餘は國元へ不申越るは不相成と奉存候餘
りまた長人而已はかりにあも不可然候に付他よりも入れ組候方可然奉存
候紀州にあも精選百人位は相と、のひ候よし是又御命しに相成候は如

(山田は山
田顯義)
(川路は川
路利良)

何私其手續も御坐候に付思食次第早速相運ひ可申候同志中評義も仕候處
其中加奈川縣之邏卒急に二百名も御呼寄せに相成候は、可然と奉存候餘
程神奈川縣邏卒は近來克相調居候よしに御座候邏卒總長は飽肥之人にあ
平部致朝と申仁尤丈夫に有之よしに御坐候一昨日御内話申上置候通山田
少將へも自然警保之御用御坐候は、速に出勤可仕候様相談置申候川路氏
元より少しも御盡力御疎は有之間敷御事と奉存候得とも其本確乎と相締
り不申あは益其末之人心まぢくと相成可申と奉存候今日密々承り候得
は明日青松寺會津人會盟仕候よし之趣も有之候よしに御坐候迅速御膝元
之肅整仕候丈け之急に御着手奉祈候山田一條紀州及加奈川邏卒云々右三
事何分之義御一答奉願候只今藝州鎮台陣營放火と申風説も承知仕候山縣
へ聞合せ申候處彼も外出中にあ真偽不相分候得其實に波及は難圖兎に角
何事も御手筈は迅速を貴ひ申候先は爲其草々頓首拜

一月十六日夜

(山縣は山
縣有朋)

尙々司法省何分にも氣脈速に貫通不仕は總て何事も御手はつれと相成候事不少付は今日之際必至に此政府之命を奉し盡力仕候ものを御登用有之候事御多務に其上御損益に關係仕候事も不大形付は多言に少々人には是非被致候ものに御坐候へ共才氣有之事務にもかしく御坐候間陸奥陽之助を司法へ出仕被仰付候は如何於愚考は當此際少しも有用之人物此政府に盡し候ものは御登用有之度萬禱仕候頓首

大久保老臺御内披

孝 允

(陸奥陽之助は陸奥宗光)

(大久保は通)

一九 伊藤博文宛書翰

明治七年一月十八日

御手紙拜見仕候板垣も別に異論と申事も無之乍去是迄之不平は十分に吐露其主意不相解事も無之頻に難盡他日直に御晰可申候
賊徒捕につき候よし愉快此事に御座候板垣關係と申事は如何可有之哉尤容易に難致安心島本は關係可有之歟と邪推いたし申候是又確證は不承候

(島本は島本伴道)

(大久保は通)

(山田は山田顯義)

(川路は川路利良)
(平岡は平岡通元)

(大木は大木喬任)

過日大久保のホリス等之事より總て愚意陳述いたし申候同人少しも異論無之尤此度急速諸々より招集候に付は又種々之もの大勢來集候は他日之厄害不容易と相考申候付は其精選第一に屹度立誓血判等も一人々々爲致度其には其文例等も無之は不相濟依る山田にも當分警保頭兼勤被仰付候は可然と存委細大久保へも談し置一應催促もいたし見候得共未何たる返答も無之少しは川路との申談しも有之候歟と相考へ申候平岡差返候も不都合は無之乍去血盟之文例とも相調候上に候得は重疊と存申候第四大隊連其外之處は山本清十郎歸縣候方可然歟相考申候同人よりも御晰申置候よし紀州よりも百人ほど爲出候都合に申置候
河野敏謙益也事先日突然權大判事被命同人甚不平に辭表差出し申候同人は心事青天白日に決る俗辭表に無之候得とも大木も如此處致に
被下候彼は眞に公正之心を以屹度司法之弊も一洗候志に御座候同人ども

(陸奥は陸奥宗光)
(條公は三條實美)

調らへ候。正院へ差出置候章程一見いたし吳候様申候自然相叶候は、御廻し可被下候。左候。今日之際司法省一入確乎不仕。不相成何卒。斷然陸奥を御登用有之度。此段大久保へも論置候。條公へも申上候。また自然河野等と不合と甚不面白候に付。此邊之處もにびき見候處決。異論無之。然る上は。何卒速に御登用有之度。陸奥も司法省へ出仕候は、彼省中之事も河野申合。盡力仕候へは必立派に相成可申候。河野も司法少輔に被仰付度。楠田之多く兼勤は甚不體裁。何歟一任に是も被仰付度候。先は爲其取急草々頓首。

(楠田は楠田英世)

一月十八日夜

(此書は署名及び宛名を缺くも明治七年木戸孝允が伊藤博文に贈れるものなり)

二〇 伊藤博文宛書翰

明治七年一月十九日

度々得貴意候。陸奥一條如何相成候哉。是非司法省へ御登用有之度。大久保へは申込置候。何卒大木をも御説破奉祈候。實に今日之御爲と相考申候。〇榎本

(陸奥は陸奥宗光)
(大久保は大久保利通)
(大木は大木喬任)
(榎本は榎本武揚)

海軍中將へ御登用有之候。由海軍にも隱然不平を醸し候ものも不少候。由海陸軍とも尤貴面目候もの。に其節殺其卒必至相盡し候ものに依然と罷在。榎本獨却。御選抜に相成候は。於人情左も可有之事歟。と奉存候。同人之文官へ被用候は。たとへ太政大臣と雖も如何とも申様は無之候。得共武官は。かゝる次第尤關係之多き事に御座候間。自然萬一も何歟。沸騰候様之事も有之候は。未前に可然御料理有之度。奉存候。先は爲其草々頓首。

一月十九日夜

尙々河野と陸奥之事も御序に御様子御洩らし奉願候。山田之事は其後如何。兎に角河路之下へ兩三人は長人も登用無之。は必締り方不都合と奉存候以上。

(河野は河野敏謙)
(河路は川路利良)
(伊藤は伊藤博文)

伊藤 様御内披

木戸

二一 山田顯義宛書翰

明治七年一月十九日

過日は折角御光來被下候歟と奉存御待申上候處其後承り候へは例の鐵龍御越候由残念に奉存候さては六番町と歟へ邪蘇講授と歟申候札を出し候由定り外國人どもに候歟左候とも居留地外へ如此公然札を出し候は不可然事歟と奉存候いかゝ相成候可然哉鳥渡入御耳置申候草々頓首

一月十九日

木門

山田 老兄御内々

(山田は山田顯義)

二二 青木周藏品川彌二郎宛書翰

明治七年一月十九日

亂筆御推讀可被下候逐々新聞御投與致拜見候相廻申候何卒本文之次第故日本人民之爲と相成戒と相成候様之事は新聞なりまたは歐人之説也御承知之都度々々御示し可被下候至今日企暗殺候などと申事も意外之事に於日本之開化文明も御想察可被下候浩歎又浩歎

新禧芽出度申納候二兄彌御清適御越年と珍重此事也弟も昨秋已來之病氣

漸々快方且々加年候間御放意是願候元來頑固之質故迅速全快と申邊は甚六つヶ敷是には些困却いたし申候于時曾得貴意候通歐米生徒舉る歸朝いたさせ候云々不問勤儒不探其人玉石相混候ときは却る日本政府之損失も不少事と相考意存も及陳述乍臥床尙意見も致建言候得共是非一旦舉る歸朝不被仰付るは將來海外生徒之規則も不相立且生徒中之幸不幸も不少と申事に於此論甚多數終に其論に相決候由付るは遺憾に思ひ候人も不少事と想像いたし申候兎角日本流儀は已往之元因を不尋人民之幸不幸また其利害得失も悉敷不相探一時氣發之説を有司始相好終に其に荷擔候もの爲群候には實に歎息之至に御座候二兄之御歸朝は終に如何御決被成候哉さて日本之近情は中々難盡筆頭候得共逐々御傳承と存候兎角持前之猜忌嫉妬相捨り兼其上滿天下不平貧困之ものも不少事之是非利害を不問騷擾を好み候様之氣味有之昨冬政府之進退後も煽動説不少ぐづ々いたし居候中過る十四日之晚岩倉大臣 皇居より退出かけ赤坂之喰違ひと申處に

亦青木兄は未夢に暗殺に及び懸け候處幸にして薄手にて免れ其賊も大抵後
 二三日候て捕縛につき申候確證は分明に御座候へ共未白狀はいたし不申
 候皆土人也乍去連類も格別多勢は有之間敷と存候九州邊も鎮臺燒失等有
 之隨分人心も洶々候へ共及干戈候ほどの事は無之歟と被察申候逐々人心
 破裂に及び候元因と申ものも一二年來有之候事に密々窺候邊も有之申候
 必竟長官之失策も不少候乍去今日之形勢に至り候へは破裂いたし候もの
 ならば不好事とは乍申一破裂候方却る爲後來歟とも相考候へども其丈け
 之氣力も無之瑣々たる陰密之姦害をなし候には甚困り申候弟も十五日之
 朝は押参朝仕見申候政府之事也前途之事也不堪懸念餘奔走仕先年來よ
 り種々と口の酸ゆくなり候丈け申候亦終に其事も不被用今日之如き形勢
 に至りまた其尻を多少相拭ひ候は實に遺憾とも云ゆるくやしひと隨分不
 面白候へ共如何とも難致候此度は斷然休退いたし候決心に御座候所此大
 第に付様々世間よりも預催促また自分も難安心不得止近日外勤時々いた

し候心得に御座候文部長官を兼るよし也一靜謐に至り候は、是非速に勇退可致と存候
 志屈意亦不伸必竟陳腐に屬し候故と存居申候爲其一書相呈し候時下別々
 御自玉第一に奉存候草々頓首

一月十九日

孝 允

(青木は青
木周藏)
(品川は品
川彌二郎)

青木 二兄内密平安
品川

二三 伊藤博文宛書翰

明治七年一月廿日

御手紙拜見弟は御論至極御尤とも相考不申候乍去早々承り見可申候○司
 法之事も不遠必々紛紜相生し可申候河野等は實に可頼之人物に御座候處
 杞憂も不少陸奥之事も御同意に御座候は、御配意爲國祈居申候草々頓首

一月廿日

尙々御多務中に付決る不煩御答候草々

(河野は河
野敏謙)
(陸奥は陸
奥宗光)

(博文は伊藤博文)

木戸孝元文書卷十四 (明治七年一月)
博文 様御答

百九十
孝 允

二四 大木喬任宛書翰

明治七年一月廿日

先以御清榮奉賀候さては引つゝき不一形御配意と奉存候甚以勿卒至極突然申上候は如何にも奉恐入候得共此節柄之事に御座候間司法省中も尤御大事に御坐候處此頃薄々洩聞候處に省中有志之ものも甚生疑惑居候様子有之先日も現に弟も其ものより承り候邊も御座候御用意無御座候は果る紛紜を生じ候歟も難計依る此段極々密々入御耳置申候間可然御料理奉願上候先は爲其草々頓首

一月廿日

尙々只管煩念之餘乍卒爾爲御用意内密申上候儀に付必不惡御合失敬之段は吳々も御容赦奉願候以上

(大木は大木喬任)

大木 先 生内密御直拆

孝 允

二五 伊勢華宛書翰

明治七年一月廿日

亂筆高恕相叶候は、何卒雲丹小一壺御惠相願候先以御清福奉大賀候過日は朶雲御投與拜讀仕候去冬は浪華まで御出浮之よし折角御東上を御待申居候處直に御引返し之由傳承仕甚殘念に奉存候弟も早春は歸省拜青も可仕と相樂居申候然處今以外出も不得仕仕合其故其志も于今相果不申候何卒春暖ども相成候は、是非御奮發御東上奉待候都下近況は兒玉氏より御承知可被下候條公御短冊も別に御好御座候は、可申上候先は爲其草々頓首

(兒玉は兒玉澤一郎)
(條公は三條實美)

第一月廿日

斜陽倦鳥入雲飛 不似人間去路非
愧我尙爲關左客 滿衣塵垢未知歸
御一笑可被下候

木戸孝元文書卷十四 (明治七年一月)

百九十一

〔小室は伊勢華〕

木戸孝允文書卷十四 (明治七年一月)

小 湊 老 臺 坐 下

百九十二

松 菊 病 夫

二六 久保斷三宛書翰

明治七年一月廿日

〔小室信大 夫は小室信夫〕
〔阿州舊知 事は峰須賀 茂昭〕

爾後先以御清適奉賀候さては御縣に參事相勤居候小室信大夫と申人先年來阿州舊知事一同歐洲へ罷越此度歸朝此頃歸縣に相成申候付は兼る老兄之御聲名も承知に此度は緩々拜話もいたし度との事に弟に添書仕吳候様被相託候に付近情い曲御承知可被下候十年前於京都弟等も共盡力奔走いたし其後於阿州六七年幽囚被致候よしに御座候先は爲其草々頓首

一月廿日

孝 允

〔久保は久保斷三〕

久 保 老 兄 御 直 披

二七 大黒屋禎二郎宛書翰

明治七年一月廿日

先達來度々朶雲御投與一々相達申候彌御壯剛に御勉強と珍重此事に御座候於英國は色々御世話に相成無忝奉存候拙子も歸朝無間大病にかゝり甚困難いたし一時は快復も所詮六つケ敷敷と覺悟いたし候處不圖此節は漸々快方に至り申候御安意可被下候さては御宿志之邊も縷々承知いたし居候事に付歸朝直様周旋も仕候處其前よりは是非一應歐洲米洲之書生舉る被差返不申は規則も決不相立と申事に屢評議も有之候由拙子は兼る愚按も有之候事に付盡く被差返候と申事も屬無益候と奉存候間此段陳言もいたし尙乍病中も建言候へども何分一旦被差返可然との論多數に終に左様相決候由右之次第に如何とも難致付は兄にも一同不遠御歸朝之御都合に可相成嘸々御遺憾千萬と實に想像候得共右之仕合どふも難及心底誠に御氣の毒に奉存候拙子も病中彼是都度々々御答も不得仕乍延引成行一書得貴意申候其中時下別御用心第一に奉存候草々頓首

一月二十日

木戸孝允文書卷十四 (明治七年一月)

百九十三

(正二郎は木戸正次郎)

尙々正二郎も定る御世話に預り候事と奉存候彼も不日歸朝可仕萬可然奉願候以上

禎二郎 兄御内披

孝 允

(禎二郎は大黒屋禎二郎)

二八 大久保利通宛書翰

明治七年一月廿日

先以御清適奉大賀候さては元長岡藩越後に三間正弘と申人先年敵官軍候とき於彼藩拔群盡力終に決末御處致之節自ら主謀之責に當り朝廷へ被囚其後寛大之蒙御沙汰候ものに弟同縣之ものに知人も有之兼其志も吐露いたし居候由然處當今日候は拔群朝廷へ御奉公も申上度決心之由に平生同志之ものも不少且舊縣之人望も余程有之當人等之方向に元此種類之部は一定いたし候處可有之の事に御坐候依る逐々推其根吟味仕候處相違無之様相考へ申候此内よりホリス等御選らひに相成候は必精選候可差出當人も非常之御用にも相立度よしに付警保中之一人に御

(陸奥は陸奥宗光)
(河野益也は河野敏鎌)

登用相成候とも屹度御用に相成可申と奉存候兎に角節角之志に付此際緊き置度ものと愚考仕候尙窺思食如何様とも可仕候間此段達御聽置申候○過日得御意候通司法省中之處此際別肝要之事に御坐候陸奥御登用相成候は如何左候は、河野益也等も申合せ屹度盡力仕候事と奉存候先は不取敢右申上候草々頓首

一月廿日

孝 允

(甲東は大久保利通)

甲東老 臺御内披

二九 伊藤博文宛書翰

明治七年一月廿二日

海軍中之紛紜は迂生も評判丈け之事に巨細は承知不致候委細今朝一書申進候通之次第に付山田ども被召呼候御承知に相成度迂生は紛紜論外表候はと爲念に申進候までに御座候どふで今更いたし方も無之事に候得は迅速魯行之事に先被命は如何可然御料理可有之候公使とも云

(山田は山田顯義)

ふものは是非海陸將に無之は不都合に候哉然し是はいらぬ事は今更不
申進候草々頓首

一月廿二日

尙々山田へも出る事情承知丈け申出候様迂生よりは可申遣候以上

(伊藤は伊藤博文)

伊藤様

木戸

今朝之書狀最早御一見と存申候

三〇 伊藤博文宛書翰

明治七年一月廿二日

(榎本は榎本武揚)
(山田は山田顯義)
(大久保は大久保利通)

榎本一條風評取々屹度取得は無之候得共此節之事故混雜候は不可然と
存申進候事に御座候別に山田も其説有之候由申出候に付其ときには其主
意相認候もの只拙之合に大久保へ廻し置申候御沙汰に付山田へ申越候
處別紙之通返答いたし候間左様御承知可被下候於拙も御高案御博涉之處
において如何と存申候其譯は歐洲にても尤海陸軍士官は名譽を第一とい

たし候事に付一旦此官を帝王より賜ふときは終身不廢其名一時公使之都合不都合等之事に無之もの歟と存候然し例之迂遠故却汚御耳候までと存候草々頓首

一月廿二日

木戸

(伊藤は伊藤博文)

伊藤様 不能貴答

三一 大久保利通宛書翰

明治七年一月廿三日

(榎本は榎本武揚)
(伊藤は伊藤博文)
(寺島は寺島宗則)
(勝は勝安芳)

榎本武官に御登用之事に付連に異議承知仕候依昨夜伊藤へも一書認置候然處今日如別紙建白を朝廷上へ出さんことを願ふ心事之もの有之依先さし押へ置申候寺島勝二翁御勘考は如何昨夜私承り候處は海軍中之情實なり自然海軍中にても此際紛紜之事有之候は世上之響も不面白候間御合までに申上置候敬白

(此書は月日及び署名宛名を闕く明治七年一月廿三日
日木戸孝允が大久保利通に贈れるものならんか)

三二 大久保利通宛書翰

明治七年一月廿三日

亂筆高恕

昨夜は深更まで御邪魔申上縷々御懇話相窺本懐至極に奉存候尤政府之事は偏聽偏頗に至らぬ様有之候事肝要に御坐候付るは官途之もの傍商法等取扱候は殊に可愧可戒之至に而是に付候も商人より官途に相成候ときは斯々之法則を守り又官途にして商法を取扱候ものは斯々之罰に處し候等必竟法律も事に觸れ物にふれ端から相立嚴戒無之は人々之勝手に利をいとなみ候も難防禦事と奉存候商法と農事とはまた別に而是等之事も必外國にも例有之候事と存申候御高案如何に御坐候哉是等之次第は天下へ明らかにし諸縣廳之官員等も屹度嚴戒無之は不相濟と奉存候○元長岡藩之ホリス云々昨夜御託し之處今日承り合せ候處三間正弘なるもの折柄來訪候故及談合申候處則今慥なるもの五十人位は早々選舉可致と申居

候尤爲非常相募り候と申事に御坐候へは余程之人数も鼓舞相成兼有有之事際一面目をそゝき度と心懸け居候ものも不少乍去ホリス之處に而は一様と申様にも參り兼候趣に御坐候ホリス選舉候にも氣脈貫通不仕而は不都合も可有之と奉存候間元長岡藩之もの被命候は、先三間御登用に而同人に御扱はせ相成候而は如何哉と奉存候無左而は只縣廳よりあたま數而已を以命し候様に而は精選と申事は六つヶ敷敷と奉存候三間なるもの兼而人物も傳承仕居候處一面識之邊に而も決る輕薄男子には無之と愚考仕候先は爲其草々頓首

一月廿三日

孝 允

大久保老臺下御内披

(大久保は通)

三三 佐々木高行宛書翰

明治七年一月廿四日

先以御清適奉賀候さては過日大輔御拜命之よし爲天下爲人民大悅仕候何

(大輔は司法大輔)

木戸孝九文書卷十四 (明治七年一月)

百九十九

分にも司法たるものは公正に無之ては國もまた國たらざる次第百事決り隆盛いたし候道理は無御座候然るに從來其實は惡醜も不少其國により法度は如何様に相立候とも人民服従不致ては不相成候處司法に於て非道を以人民を壓伏爲致候は實に國の爲め慨嘆無限の次第にて此所は兼て老臺にも御憂嘆被成居今日其主職に被爲當候に付ては御一洗の御盡力爲天下爲人民奉仰願候無左ては今日如何ともいたしがたく司法の暴壓ほど天下也人民也に大毒は無御座候先は爲其早々頓首

一月廿四日

亂筆高免本書は爲知己に無腹臆申上候御一讀後は御火中相願候

佐々木老臺内密御直披 孝 允

(佐々木は
佐々木高
行)

三四 陸奥宗光宛書翰 明治七年一月廿七日

朶雲奉拜見候彌御清榮大賀此事に御坐候何も筆頭にて御答難申盡不日拜

青萬可申陳候一應之御答まで如此に御坐候尙不存寄珍物御惠投荆婦よりもよろしく御禮申上吳候様申出候先は爲其草々頓首

一月廿七日

九 段

(深川は陸
奥宗光)

深川 老 兄拜復

三五 松本鼎宛書翰 明治七月一月

小室と申人此度歸縣候に付依託一書呈上仕候此人は随分律義人に御座候へ共退職之不平連と相合し其說過日歸朝本邦之様子を不知中々先入と相成随分世上紛紜之手傳とは相成申候其故御含までに内密申上候其御心持に奉願候尤公平正大之御説は十分に無御隔意御談話有之可然其等之事は少しも御容赦無之様にと奉存候

此度舊參議連と一同民選議院御開き天下之輿論御採用と申建白へ連名に差出申候天下之輿論を取ると申事は兎に角公論に御座候得共建言中政

(小室は小
室信夫)

令百端朝出暮改賞罰愛憎言略壅蔽困苦も告るなしと云々あり弟も歸朝後も不快に當時之事も出勤不仕候に付い細は存不申候得共當時之政府連はむやみに仕事を不致是迄之令して不被行事も如山實事は有之是迄有司之考に於は令さへ出候へは事業は舉り候と相考へ英雄之一生にも難出來事業を號令は月に二度も三度も出候有様故自然朝出暮改等之事も不少勢其は少しは氣がつき居候ゆへ當時之政府に相成候よりは舊參議連之ときより朝出暮改も少く政令も百端は不出却る舊參議連之とき總而此弊多し然るに今日如此尻口不合事を申候は随分おかしき事に福澤等も折々來訪候處此度之建言に於歎息大笑必竟列政府候様之人品に於如此事を世上海外之人に被知は可耻之至と申居候何卒老兄めらぬ御顔に於先政府之ときも政令百出朝出暮改等も随分有之此邊之事は地方に於は克々御分りにも可相成候間實地に於小室へ御尋見可被遣候當政府も二月か三月間之事に付未政令百出之際も無之朝出暮改之時も無之賞罰愛憎之事も少く候

澤は福澤諭吉

此段爲其申上候

(岩倉は岩倉具視)

過日岩倉へ狼藉もの有之候土人之よし弟も不快なり身體も十分には不自由是非此度は長休息可仕と決心仕居申候處此節之紛紜に際し其志も得果不申残念千萬に御座候

(松本は松本)

松本 先生極密御直披 御火中々々

糸 米

(此書は月日を關く明治七年一月木戸孝允が松本期に贈りしものなり)

三六 大久保利通宛書翰

明治七年二月二日

朶雲拜誦先以御清榮奉大賀候縷々御高意御示奉感銘候如御承知輕卒之性質兎角乘時過言仕後悔仕候事常に不少無御容赦御叱正奉願候尙又見事之
□羽御惠投奉萬謝候いつれ拜青御禮可申上候草々頓首

二月二日

孝 允

(甲東は大久保利通)

甲 東 盟 臺拜答

木戸孝允文書卷十四 (明治七年二月)

三七 伊藤博文宛書翰

明治七年二月四日

亂筆御推讀可被下候

今夕は留守中に付御答及遷延候臺灣一條之書則御返申候間可然御計らひ可被下候別に異存無御座候

(條公は三條實美)

一 昨夜條公より被招候に付罷出候處彼朝鮮使節論切迫御議論有之候に付愚按は及陳述左ほど御急ぎには及ぶまじき事と相考且魯使一條も容易決末之期限は難被計且輕々卒々之御評議は必不可然と申上置候乍去何故歟頻に御氣にかゝり候様被察申候依此事も入御承知置度と折角存居申候大久保へは公議を採る云々一口も談合はいたし不申候只々極之内按まで之事に御座候條公へは毛ほどもらし申候尤御了得相成候哉否は不得窺候

(大久保は大久保利通)

佐賀縣貫族實に苦々敷いまく敷奴ともに御座候元より無事平安は企望

いたし候へども如此ものどもたは些目にも見せ不申るは始終人民之安堵を妨げ申候付るは少々無理からにも吐劑歟瀉劑歟用度ものと頻に愚考いたし申候

狼籍もの、白狀は妙々何卒連類は無疎御しらへ有之度と存申候

(山縣は山縣有朋)
(西郷は西郷從道)

山縣辭職一條別に愚按無之尤當節柄之事に御座候間後職西郷にも屹度受合候上ならでは又々不都合出來可仕と奉存候諸彦其に付御懸念無之事に御座候へは別に異存無御座候條公へも可然此段被仰上可被下候例之ジャツパンメール之新聞御示し可被下御願申候先は爲其草々頓首

二月四日夜半

(此書署名及び宛名を闕く明治七年木戸孝允が伊藤博文に贈れるものなり)

三八 福井順道宛書翰

明治七年二月五日

過刻は御光來奉謝候さては服藥如何之都合に仕候得はよろしく御坐候哉

今一兩日下劑相用候可然候は、御投與相願度旁宜御頼仕候草々以上

二月五日

木 登

(福井は福井順道)

福井 先生御直

三九 大久保利通宛書翰 明治七年二月六日

亂筆高恕

先以御清適奉賀候さては山口縣より別紙傳信申越候實は過日之模様一戦争も難圖と私鼓舞に過ぎ候氣味も御坐候間決る御斟酌御坐候は奉忍入候得共自然も御入用に御坐候へは折角申越候事に付不申上候も不本意と奉存此段得御意申候何卒御存分に無容赦御指揮奉願候草々頓首

二月六日

孝 允

(大久保は大久保利通)

大久保老臺下御直

四〇 伊藤博文宛書翰 明治七年二月七日

亂筆御推覽可被下候別に不煩貴答候

(條家は三條家)

兎角爵陶敷御座候處先以御清安奉賀候さて條家借金一條に付過日御通達仕其御答に十年賦云々御座候處年賦之事は何とも年限は不申參是はいか様とも可相成然處只今一萬圓右より左へと申事に由は余程困却いたし候由に由此節は尤差開居候に付纔一千之游金も無之由琉球其外返金之分數願候等にも大當て違ひのよし乍去一萬丈けは於高輪も引受候と申處先決定候様に過日承知いたし候間此段御含置御願申候〇實に朝鮮之いかと煩念いたし申候少しも様子相分り候は、御洩らし御願申候草々頓首

二月七日

孝 允

(博文は伊藤博文)

博文 様御内々

四一 伊藤博文宛書翰 明治七年二月七日

木戸孝允文書卷十四 (明治七年二月)

亂筆御推覽可被下候

朝鮮一條自然も朝意外に寛撫に過候るは前途爲日本着手以前よりも甚
惡敷聊懸念いたし居申候

朶雲拜見仕候如貴諭意外之惡路些暖日には外歩仕度相心掛居候得共病足
如何とも難致御笑察可被下候韓報今以到來無之如何哉と日々相待居申候
愚案には所詮如我朝意承諾いたし候邊は六つヶ敷事と相考へ申候乍去彼
も浮沈之際に付可成丈け鄭重にはいたし候歟と相考へ申候善惡とも一報
は無之るは不相成歟と頻に懸念仕居申候○條家借財之義に付今朝一書書
出し置候間御覽被下候事と存申候○書書は緩々一見向口御座候は、周旋
可致候伊藤轟藏手當等之義は實に氣之毒千萬如彼拔群相働候ものへは格
別御詮義無之るは所詮探偵等之事は行届不申候士族等之消滅いたし候迄
は探偵も必用ものにて確證を得候へば巨魁は斷然速に御着手有之度無左
るは他之良民に波及いたし授産等へ着目候る辛抱いたし居候ものは爲煽

(條家は三條家)

動終に失方向候ものなとも段々有之候趣實に愍然之至に御座候先は爲其
草々頓首

二月七日

尙々小生も尋常之書書類賣却いたし度相考居候間他にも向口無御座候
は、早々返壁可仕候以上

(博文は伊藤博文)

博文 様御内答

孝 允

四二 伊藤博文宛書翰

明治七年二月七日

亂筆御推讀可被下候

御手紙致拜見候九州云々委曲御示實に到底嚴重御着手無之るは後來之處
不可然と愚考いたし申候内務卿出張は實に重疊なり乍去十一分に着手之
邊は一定之御決義肝要歟と奉存候
拙子も御用之節は出勤可致乍去文部を荷せられたるも當惑此限なし其上

(内務卿は大久保利通)

木戸孝九文書卷十四 (明治七年二月)

二百九

丸三年ほど一言も政府之御爲尤今更云亦不及候と相成候事は無之輕進文明も兵部云々も相應に懸念之事は前途之爲と陳論候へども皆屬水泡不平也赧顔也無余義消日歸

朝之上は決然勇退と一朝一夕ならず存詰候處また不圖如此時情と相成其末臥病一身も不自由候得共不得止之處より暫御受も仕候以上は元より決る今日之事を避け候義は少しも無之大久保より何にも承り可申候尤陳腐中之陳腐今日之事務は元より無覺束佐賀暴人爲誅討どもなら進る御受け可仕候

先日も御催促故出勤候處直に

御前に凡二字餘り健者一同椅子に着き困却此事なり如此めに逢ひ候には一言無之候

(博文は伊藤博文)

博文 様御内答

孝 允

(此書は月日を闕くも明治七年二月七日に贈りしものなり)

四三 伊藤博文宛書翰 明治七年二月九日
華墨拜誦朝鮮へ不日情報云々御示奉謝候支那之方も彌無關係と申事に御座候は、迅速出先へ相知らせ度定る朝鮮も緩漫遷延兼る之流義に出候事と思ひ遣られ申候○グラフク新聞一條誠に御都合と相祝し申候不一形御配意と御察仕候今夜一步一厘も損失之無之工夫實に肝要と奉存候先は御請まで草々頓首

二月九日

孝 允

(博文は伊藤博文)

博文 様御内答

四四 大久保利通宛書翰

明治七年二月十七日

先以御清適奉賀候昨夜は態々御光來緩々御閑話相窺奉本懷候雨中御歸途別る御難義奉存候事に御坐候

(山口は山口賢五郎、山中は山中一郎)

一 今朝承り候得は肥人山口中山など相嘶候由スペインセル七發 四千挺肥前に有之候様子外に士人とも各一挺つゝ位は所持之分も有之候よし遂々陸軍省よりも銃器等は着手に相成候都合に御坐候得共右邊之處如何相成居候哉山口中山なども歐洲行いたし候事故自然其留守中にも御着手相成候事に御坐候へは不存事も可有之と相考候得共巨細之趣は陸軍より得と御承知被爲在度御用意は申上も疎と奉存候

一 昨夜も申上候通元來此國之風俗口戰に強く實戰は不足語と愚考仕候へとも今日も傳聞仕候へは近傍之元兵士とも脱走候而入込候ものも段々有之候由付るは屹度御手當は無御坐るは自然萬々一も官軍之油斷有之候るは不相成事と奉存候

一 士官以上は申分無之由に御坐候得共兵卒之處は大阪鎮臺屯營之ものも未練之もの而已に候由付るは自然如御内話山口縣よりも一左右次第出張被仰付候都合に御坐候へは一體之順序西郷君とも得と被仰談何分之義

(西郷は西郷從道)

御指圖奉願候左候は、迅速其用意にも着手可仕候

昨夜河野なるもの、事申上落し候御手元に被差置かゝる際に御遣ひ相成候は、必御用に相立可申候名目之處は御省之出仕に先被仰付置候も可然自然も他日御登用相成候は、土木にともは必可然歟と奉存候尤他日は被免候も思食次第に御坐候

一 支那公使柳原奉命に相成候は、山田之處も御高案相願置度且横村一條も申上候も甚以苦心仕候へ共何と歟判然たるところ相窺度實に一朝一夕ならざる行かゝりに甚困迫仕候間乍不本意再應汚高聽申候先は爲其草々頓首拜白

二月十一日

肥前人之書狀寫と三瀨縣參事之書狀と御都合次第鳥渡拜借仕度奉存候尤急き候譯には無御坐候事

甲 東 老 臺 下 御 内 拆

孝 允

(甲東は大久保利通)

四五 野村素介宛書翰 明治七年二月十二日

何時より罷越候都合に御座候哉
失念候間御示可被下候

昨日は朶雲御投與奉拜讀候取紛御答も不申上候今日御都合相成候は、御
同車仕度御様子相窺申候左候へは拙宅へ御立寄相願申候且又是まで食事
に被招候節は小禮服用候方可然哉是又御示可被下候先は爲其草々頓首

二月十二日

孝 允

(素軒は野
村素介)

素軒 先生御直

四六 伊藤博文宛書翰 明治七年二月十三日

(條公は三
條實美)

朶雲拜見別封落手いたし申候書面云々別に好案無之依る昨夜條公よりも
御沙汰御座候に付兄へ御相談可有之様申出置候何卒御高案名文を御飄し
有之度奉存候先は御答まで草々頓首

二月十三日

木 戸

(伊藤は伊
藤博文)

伊藤 様御答

四七 杉孫七郎宛書翰 明治七年二月十三日

亂筆高恕

何卒御立寄被下候へは別々難有奉存候

過日は御光來奉謝候さては如御承知昨秋不圖馬車に在怪我仕實にこり々
々いたし此節頻に乍病人も出動奔走等いそがしく依る一良馬を得度四方
八方種々心配仕候へども一向入手不仕甚困却仕候其上承り候へは乍恐宮
内省無上之權力に在良馬は盡く御買上げ相成爲其甚拂底と申事に御坐候
願わくは強馬一御拂下げ被仰付候様之御都合は相叶申間敷哉もしも六つ
ヶ敷御坐候へは拜借被仰付候もよろしく宮内卿へ可願出敷と困迫之餘
奉存候事に御坐候可相成下地を可然御取計らひ奉願度爲其奉呈候草々頓

(宮内卿は
徳大寺實
則)

木戸孝允文書卷十四 (明治七年二月)

二百十五

首

二月十三日

(聽雨は杉孫七郎)

聽雨老兄御直

孝允

四八 田中不二麿宛書翰

明治七年二月十三日

亂筆高恕

只今は御光來奉萬謝候毎々不敬而已相働奉恐縮候偏に御容赦奉願上候于時攘夷論之儀に付御示し書之一條一つ書へ認おとし申候是は御主意書を學校へ御下けに相成候然る後天下へ偏く御示しに相運候方御都合可然様奉存候尤文章は至る御大事と奉存候尙先生御高按も可被爲在候得共兎に角今日岩卿へ被仰上置候方可然歟と奉存候に付不取敢申上候勿々頓首九拜

十三日

(田中は田中不二麿)

尙々今日はいかにも逆上仕候様に工合甚よろしからず少々申上違候事も可有之歟と頰念仕候御降察を玉わりよろしく奉願候敬白

田中老盟臺御密拆

木戸

四九 山根秀輔宛書翰

明治七年二月十三日

御手紙致披見候彌御清安に御勉勵大賀此事に御座候扱は昨秋政府之動搖より隨而世間に波及し終に此度佐賀縣之暴動等實に不開化之人民とは乍申浩歎之至に御座候然し至于此候已上は却而爲後來嚴然御所置有之候外いたし方無之依て此般内務卿及陸軍よりも出張候都合政府に於ても確乎此人民を保護候職掌は決して怠り不申候に付乍此上十分御盡力祈處に御座候穂波なる人出京候よし折角同人事は林大丞よりも逐一承知候事に付緩々面會可致と相考居候處至急内務卿一建陸軍出張候に付明朝同人も出立之由にて此度は面會不得致誠に同人盡力赤心感服之次第に御座候先は御

(内務卿は大久保利通)

(林は林友幸)

答旁如此御座候其中時下御自玉第一に御座候草々頓首

二月十三日

尙々小生も昨年来大病にて餘程難澁此節快方に至り候得共今以十分世上も格別に無之候へは何卒此度は宿志相遂け退職致度と存詰候處又々如此形勢に付先月來押て出勤乍病人勉強内務卿出張等も同意主張に(三)字欠) 付ては留守中も同卿受合候に付先御安心可被下候過日より逐一九州邊之風説も有之候に付病人保養旁已に過日九州行も致度と相考内願致居候處意外迅速に暴擧いたし終に不得行少々残念也御推察可被下候

□ 輔 様内用

孝 允

(此書は宛名の一字明ならざるも山根秀輔に贈れるものなり)

五〇 黒田清隆宛書翰

明治七年二月十七日

亂筆高恕佐賀より之傳報には早々及返辭大久保卿へもい曲申越置申

(大久保は大久保利通)

候

朶雲拜見仕候如貴諭諸事注意不仕るは意外之變も難計陸軍之火事等も餘り屢有之候に付而は第一世人も安堵自ら不致氣味不少婆心も不得不出何事も乍此上御忠告奉願候先は御答まで草々頓首

二月十七日夜

尙々拜青可相窺候以上

黒田 先生拜復

木戸

(黒田は黒田清隆)

五一 伊藤博文宛書翰

明治七年二月廿日

明朝大山彌介來訪候由申越候に付近情得と相談し置可申候只今御嘶可申置と相考失念候に付則別紙名前差出候に付明朝に而も大久へ御逢之節御渡被下候は、川路へ内々相通し可申候巡查之内も昨年破裂之節歸國いたし候薩人など再加入に相成候より氣合も一變いたし候と申

(大山彌介は大山巖)(大久は大久保利通)(川路は川路利良)

事に御坐候茨城人などへ類に隠計を相企候薩人は必其部に可有之と相考
申候草々頓首

廿日夜

九段

(赤羽根は伊藤博文)

赤羽根様内密御直

五二 榎村正直宛書翰

明治七年二月廿日

大亂筆高許

國重木邨二氏へも可然御致意候

(國重は國重正文)
(木邨は木邨源三)

爾後御清榮と大賀此事に御座候さては世間之光景も兎角騒々敷乍去於于此
訖度御着手も相成候は、後來之爲には却る可然歟と相考先日來病をつ
とめ出勤いたし居申候御放意可被下候尙い細近情は谷口氏より御聞取可
被下候于時今以御引籠之よし實に昨年來之行かゝりに御すゝめ申候も
赤面之至に候得共此際之事に付何卒御堪忍被下候御出勤有之度爾後逐

(谷口は谷口起孝)

々政府中へも愚考無腹臆及一論候處是迄之都合實に無餘儀行がゝりも有
之終に如此生葛藤候次第に元より同列中よりも判然たる返答は無之乍
然其心事は被相察候次第も不少此邊筆頭に難盡谷口氏も推察之邊も可有
之と存居申候御たゝき見可被下候取込居候に付眞之大意内々申陳候何卒
御推了被成下可然御答御待申候先は爲其如此に御坐候其中時下御自玉第
一に奉存候草々頓首

二月廿日夜

木戸

(榎村は榎村正直)

榎村 兄御内披

五三 田中光顯宛書翰

明治七年二月廿一日

先以御清榮奉賀候さては板垣氏へ山路北村相迫無余儀歸國に相決候と申
傳説御座候弟七八日前同氏へ面會決る左様之譯は有之間敷と存居申候へ
ども人心は如何とも難圖可相成は毛利氏を以なりとも御探り見被遣候事

(板垣は板垣退助)
(山路は山路元治)
(北村は北村重頼)
(毛利は毛利泰助)

(河野は河野敏鎌)

は相成申間敷哉此程河野氏よりも承り候邊も御座候に付歸國論は難信候得ども此段不取敢申上候草々頓首

二月廿一日

尙々九州も昨夜之信報之都合に於ては定る只今頃は争戰中歟と相察申候可好事に於ても無御座候得共着手候上は十分に打擡き飽足候丈けにはいたし度ものと存居候以上

(城南は田中光顯)

城南 老兄御内披

城 北

五四 黒田清隆宛書翰

明治七年二月廿七日

亂筆高恕

(樺山は樺山資綱)
(林勇藏は林有造)
(樺山資之は即ち樺山三圓)

爾後御清適奉賀候さては頃日樺山某御舊縣之人に於て元司法省出仕林勇藏從肥前佐賀歸京候よし市巷之傳説に於ては種々狐疑之ものも不少御傳承之邊も御座候は、何卒御示可被下候且又御舊縣之人と被相察樺山資之と申仁屢拙宅へ來訪

之よし折柄留守中などに於て面會も不得仕元司法省出仕之樺山とは相違仕候哉自然御承知に御坐候へは是又御示奉願候先は爲其草々頓首

二月廿七日

尙々佐賀より之傳報有之余程佐賀之賊も弱り候よしに被察申候拜

黒田 先生御内披

孝 允

(黒田は黒田清隆)

五五 大木喬任宛書翰

明治七年二月廿八日

亂筆高恕

朶雲奉拜見候弟も昨日横濱へ罷越今十二字頃歸京直に文部省へ出勤岡山一條も三字頃漸承知仕直に正院へ參仕候處已に諸彦御退出に於て三條公より大略相窺申候御書中之云々巨細了解不得仕候得ども兎に角杉山某等敵視之もの御遣しは不可然候間自然も其御都合に相成居候は、何卒老臺より條岩二公へ被仰上御料理奉祈候岡内云々曲承知仕候明日當人の面會

(三條公は三條實美)
(杉山は杉山成力)
(岩公は岩倉具視)
(岡内は岡内重俊)

仕候は、尙相分申候事と奉存候先は御請まで草々頓首

二月廿八日

孝 允

(大木は大木喬任)

大木 先生御内答

五六 伊藤博文宛書翰

明治七年二月

(横村は横村正直)
(三條公は三條實美)
(大翁は大久保利通)
(岩公は岩倉具視)

兼而御嘶いたし置候通府下も目下格別も無之候は、一應中頃よりにても西方へ旅行いたし度可成丈早々身體も且々自由にいたし不申而はたとへ半年に而も小一年に而も奉職いたし居ぶら々いたし候而も誠に安心いたし不申然るに何分十分之運動も不得仕種々様々日々應接對談病氣も始より規則通りには保養も得いたし不申始終變則に而保養いたしはか々々敷至り不申には實に困却此事に御座候依而書面差出べくと奉存候間可然御取成御願申候横村一條は三條公大翁へも得と論し置且又岩公へも十分論し置申候間此上御評議御座候は、可然御助力相願申候

(此書は月日及び署名宛名を闕く明治七年二月木戸孝元が伊藤博文に贈れるものなり)

五七 尖戸璣宛書翰

明治七年三月一日

御手紙奉拜誦候橋爪云々いつれ拜青之上御答可申上候平中二氏昨夜來泊御示之趣相傳へ可申上候草々頓首

三月一日

氣

門 御答

(シ、門は尖戸璣)

五八 大木喬任宛書翰

明治七年三月一日

先以御清適奉賀候さては今朝岡内來訪い曲承知仕何も相分り申候備前へは林龜吉部元弁官相勳居候土州之人也當時は民差越申候同人も奮發候而御受仕候昨夜御氣付も御座候通同縣に而殊に敵視候ものを以抑壓いたし候は却而長策に有之間敷と奉存候于時兒玉淳一郎と申もの突然別紙を小生へ向け

(岡内は岡内重俊)

木戸孝元文書卷十四 (明治七年三月)

二百二十五

差越申候小生も此邊之行かゝり頃日何たる事歟一向承知不仕候故別に返
答いたし不申候處兎に角裁判處も逐日諸事進歩仕候得は必竟爲人民重疊
之次第と奉存候故同人望通取計候不苦事と奉存候尤老臺御高按も可有
之と奉存候付其儘入御一覽申候元來兒玉淳一郎と申もの一奇人に舉動
無常事も不少様見受け候得共天質學才は有之申候折節は來訪候故而會も
仕候へども別紙も一向是まで何たる談も不致持せ申候總之如此舉動不少
候先は右申上度如此に御坐候草々頓首

三月一日夜

(大木は大木喬任)

大木 先生御内披

孝 允

五九 黒田清隆宛書翰

明治七年三月三日

先以御清適奉賀候一昨日は御光來被成下候由之處駈違失敬仕候何歟御用
も御坐候は、參上可仕無御容赦御示奉願候さて又佐賀賊徒も彌降伏候よ

し然處江藤は脱走一説に鹿鷹島へ逃げ込候など、申事も御坐候如何御高
按に御坐候哉内密窺見申候先は爲其草々頓首

三月三日

黒田 先生御内密

木 戸

(黒田は黒田清隆)

六〇 久米邦武宛書翰

明治七年三月八日

昨日は朶雲御投與且御土産御惠御高意奉謝候尙夕刻御光來被成下候由之
處家奴不案内之ものに甚失敬申上候實は一昨日些失策仕昨日は官より早
々退出打臥居あとにて御様子相窺甚残念に奉存候何卒御一泊懸け御光來
被下候へは別紙難有此節は歐洲より歸り居候ものも有之隨分珍話も不少
候先は御詫旁奉呈候草々頓首

三月八日

尙々御一泊かけ何卒御光來奉待候以上

木戸孝允文書卷十四 (明治七年三月)

(久米は久米邦武)

久米老兄御直披

二百二十八 孝允

六一 内海忠勝宛書翰

明治七年三月十六日

(渡邊は渡邊昇)

亂筆御推讀可被下候渡邊氏へも可然御傳言可被下候手番は皆とゞき候と御申可被下候

爾後彌御壯剛御奉職大賀此事に御座候さて此程は御手番御投與致拜見候其中布告報達等忽然出表裏云々實に如此事總て從來之惡弊兎角我政府は歐米等に於數十年之歲月を費せし事業を一月位之布告を以模擬せんと欲す云ゆる人は習慣之動物此人民を開明に誘導候には中々容易に無之弟も尤不好事に於精々布告報達も減少に至り一事一行着實に至り候様注意候得共政規之未相立國に於疎漏之弊不少幸忽然出表裏候等之事は直ちに御責問有之度院也省也外より刺衝無之は如此弊害を除き候事能わす何卒速に廉々御責問有之度萬禱事に御座候先は御答旁此如に御座候草々頓首

三月十六日

尙々御内情云々御答も筆頭に難盡其中御盡力申も疎に御座候畫帖は御多務中大に御配意奉謝候未落手は不致日々こゝろまちに相樂居申候仕立代は幸便に御送り可申候弟も先頃紛紜之際に付坐視するに不忍病をつとめ死力を可盡と推而登省いたし候處何分未全快にも無之平常之際疲勞困却御察察可被下候今日天下之弊害を生じ候もなまきへ學者と功名家之罪不少候草々

(忠勝は内海忠勝)

忠勝兄御内披

孝允

六二 黒田清隆宛書翰

明治七年三月十七日

大亂筆高恕御火中々々

爾後彌御清適奉賀候さては近況御承知も被爲在候哉小生も一向取留候事は不承候へども此節一風説に江藤は御舊縣に潜伏候と申風聞御坐候自然

(江藤は江藤新平)

木戸孝允文書卷十四 (明治七年三月)

二百二十九

激烈連中にも右様事どもは無之哉と考へ候事も御坐候且又どふ歎承り候へは御舊縣より頃日御出京に相成候御方も御坐候由御舊縣之近情細御承知に相成候は、折を以相窺置度奉存候依此段申上候草々頓首

三月十七日

尙々今日因州より到來有之彼縣も一時は甚危急之形勢有之候よし之處參事ども、大に盡力且九州も鎮定に及候故消滅仕候由乍去後來總厚く注意無之は不相成事と奉存候拜

(黒田は黒田清隆)

黒田 先生御内密

孝 允

六三 黒田清隆宛書翰

明治七年三月十七日

亂書高恕

(從二位は島津久光)

過刻一書呈上仕候後頻に風説を承知仕候へば從二位公は征韓論御唱へに相成全御歸京は不被遊と申流言御坐候何卒逐々御聞込之事は御内密御洩

らし奉萬願候草々頓首

三月十七日

木 戸

(黒田は黒田清隆)

黒田 先生御内密 御火中々々

六四 吉田右一宛書翰

明治七年三月廿日

大亂筆御推讀可被下候

(中野は中野橋一)
(前原は前原一誠)

爾後彌御壯榮に御歸縣引つゝき御盡力と奉賀候さて過日中野縣令よりも書狀到來前原へ弟より一書差越候方可然云々之情實も御座候へども元來際非常各盡其分候は當然之義理候間却る今日之際事あたらしく申越候も如何と相考候に付差扣申候實に中野縣令にも此際不一形苦配と想像仕候民政之事と違ひ從來其國之性質情實と申ものは一朝一夕に不可了知邊も有之實以不無理事と存申候自然も九州之情實案外に出候へは弟等も申合早急歸縣候合に御座候處積り之外速に及平定候に付其趣向頓に打捨申候

兎角覇城は舊弊有之候に付自然も異情相顯れ候節は名義之存する所を以
斷然着手候外手段無之と用意仕居申候十年來覇城之士族當萬難兎角紛紜
之說不絶弟等深く慙愧候次第に實に此度も多少之心事を勞し申候乍去
今以巨細之情實不相分日々如何哉と案じ申候井上小太郎屠腹等之次第は
實に不審千萬に御座候同人は忠直之ものにて已に先年脱隊之ときも余程
切迫候様子見受け申候于時此度別番鳥取縣より内々申越候自然も眞事に
御座候へば實に不容易次第と相考へ申候茅原なるもの萬一右様之心事に
御座候得は一官員にありながら賊も同様之心事に法律上を點らし御所
分無之は不相濟事と存申候依る此段内々申進候間現場之情實内々御取
調らへ被下早々御示相願申候先は爲其一書相呈申候其中時下御自愛第一
に奉存候草々頓首

(茅原は茅原信行)

三月廿日夜

孝 允

(右一は吉田右一)

右 一 兄内密御直披

六五 佐々木高行宛書翰

明治七年三月廿一日

朶雲奉拜見候弟も鳥渡なりとも御尋可申上と奉存候て兎角取紛失敬仕候
青々云々御高諭の邊御尤に奉存候乍去呼返され候節も弟は不快中なり一
體如何なる事か一圓存不申候いづれ何も拜眉の上相窺可申候先は御請ま
で草々頓首

三月廿一日

孝 允

(佐々木は佐々木高行)

佐々木老臺拜復

六六 河瀬眞孝宛書翰

明治七年三月廿一日

一 正二郎一條及平原太作一件等御示い曲致承知候實に太作と申ものも
不埒千萬に正木退藏歸朝之節正二郎身上之事もい細太作へ托し置一報
次第正二郎も英國出立不致は必不相成都合に歸朝まで之金子等も十

(正二郎は木戸正次郎)

木戸孝允文書卷十四 (明治七年三月)

二百三十三

分に見届置いか様遅くとも十一月頃までには歸朝可致之處去年六月より丸に正二郎之音信までも不爲致の歎情實斷絶其故いかいたし候哉と大に舉家懸念いたし是よりも十一月頃までには是非歸朝之都合に付書状も途中に於行違ひ候は不都合と相考へ出し不申正二郎之分は當春まで位之金子も引當有之候由に御座候へ共右之次第に於皆太作に遣ひ盡され候事と存申候太作父平原平右衛門と申候ものは不義不道實に可惡奴に御座候其譯は先年來出入もいたし候に付一時之危急を相救吳候様五六年前歎願候に付眞々之口上を信じ候公金を周旋遣し候處全く其時より弟を欺き候次第に於其葛藤于今相片付不申是に付候も不一形心配をかけ申候此次第に付平右衛門之不義理は皆々怒らざるものは無之太作は父と違ひ候ものと見込候處是又此度之次第に於は大見込違ひに於甚後悔いたし申候正二郎も太作へ托し置候故不容易損失迷惑に至り候事と愚考仕候先達太作より二百ポンド差送り吳不申は歸朝不相成趣父平右衛門へ

(芳山は福原芳山)

相通じ吳候様芳山之傳信を以頼越候に付大に平右衛門を責め立種々之所
有物等賣拂わせ是非送り方いたし候様にと責め付内海なども大に心配漸
今月中に日本貨幣にして千七八百兩丈け相調へ候都合に御座候然處平右
衛門と申ものは是まで始終うそばかり申候に付其金も耳を揃へて出し不申
は中々容易に傳信等に於も英國へ不被申越候間此頃もせり立候最中に
御座候相調候次第可申越と折角相考居候事に御座候付は此金彌差送り
候は、正二郎も太作一同歸朝之事と奉存候もしも此金も不相調來月中に
於御左右も不出來傳信も通し兼候次第に御座候は、正二郎は正二郎丈け
幸便を以御歸し被遣候様奉願候實に太作之不埒言語道斷に於芳山正木等
之重疊申付置候事に御座候一々相背き始終虚喝ばかり申居候事と相見へ
申候何卒吃度太作は御叱り被下候様御願仕候父子とも少しも頼み甲斐無
之ものに御座候先は爲其不取敢早速御答仕候其中時下御自愛第一に奉存
候

三月廿一日

尙々御滿堂へ可然御致意御願申候どふ歎御めて度よし之御左右承知仕
何卒此度は大丈夫之程只々萬禱仕候
太作送り方之金は尙又精々催促是非今月中に相揃候様せり立可申候草
々

(眞孝は河
頼眞孝)

眞孝様

孝允

六七 吉田右一宛書翰

明治七年三月

御出京之節御内話仕置候青木周藏家内一條御歸縣後御着手之御問合も御
坐候哉同人も此度歸朝候處所詮調和と申事は六つヶ敷段々紛紜之内情も
有之申候付而は青木家は相應之所有物も有之候事に付委皆家内へ附與候
は、周藏よりも好男子に而相應之入聲も有之可申左候而周藏も世話いた
し候は、却而永久之策にも可有之歎と相考申候無左而は終に四分五裂に

(周弼は青
木周弼)
(謙藏は青
木研藏)
(能美隆庵
は能美遠)

至り可申歎と被相察申候周弼なり謙藏なり弟も舊知人之事に付無據先達
而不願御多務御周旋御頼仕候仕合に御坐候何卒烏田良岱能美隆庵を先周
旋人に御使用被下候方可然歎と奉存候左候は、甘く周旋も可仕候何とも
御繁多中恐入候得共よろしく御頼仕候草々頓首

御内密 御親披

(此書は月日及び署名宛名を闕く明治七年三月
月木戸孝允が吉田右一に贈れるものなり)

六八 三條實美宛書翰

明治七年四月五日

亂筆高恕

謹呈内務文部之事務溢滞仕居候に付昨今とも當省へ出勤仕候
一 昨年十月内閣中多人數進退之折柄大藏よりも諸縣へ官員派出に相成
政府之御主意到底御示に相成漸方向も一定仕居候由之處昨今臺灣征伐云
々街道巷説如沸必竟佐賀之暴動等も名とするところを幾分歎關係も有之

候事に付たとへは到于今日十月前後之御主意いづれに有之候歟地方官等も必抱狐疑失方向候事と奉存候付は廟議御決定之邊御座候は、明瞭に御示し地方官とも安着仕候様御所致奉願候

四月五日

(江藤は江藤新平)

再白江藤始就縛候趣一度はよろこび一度は歎き申候同人も征韓論之巨魁に付今日已に國力をかたむけ臺灣御征伐之上は彼等も伏罪候は、先鋒被仰付候は如何

今日所唱は昨年江藤等之所唱也敬白

三條公閣下拜呈

孝 允

(三條公は三條實美)

六九 伊藤博文宛書翰

明治七年四月六日

今朝は御人造に御座候處前約有之外出候都合に付御斷申候臺灣云々最早御承知之通に付敢て不言候乍去數千年來日本固有之人民も琉球藩人之如

く政府にも御愛護有之度は是は日々之職務上も實に不安事に御座候いづれ巨細は明日にても入御耳申度爲其草々頓首

四月六日

孝 允

(博文は伊藤博文)

博文 様御内披

七〇 伊藤博文宛書翰

明治七年四月八日

臺一條職掌上へも十分相響き實に心中たまり不申御降察々々

昨日は御光來被下候由然處退省懸け他へ罷越意外障取申候御用御座候は、工部省へ參上可致候尤今日はホフマン面會いたし度との事に、過日來相避け居候得とも所詮難逃其上可逃譯も無御座候に付引受け申候間少々早目に退省可致と相考申候且又僕も兩省へ出勤候事に付いつも兎角一省は四字後に相成不都合不少候間兩省出勤に、御了簡相願度此段可然御取成奉願候其上臺一條も今日之行かゝりに、は最早いたし方も有之間敷最

(ホフマンは洋醫)

前之様子とも事かはり實に事々敷且又かゝる事に御座候へばいつも諸彦大奮發別局と歟何と歟愚案には元來骨子を入れ候主意雲泥之相違に所詮落合不申候間此際あたまを出し候と不得止大破裂大風波も不得不生依りさしひかへ申候心事御憐察被下諸彦手前よろしく取つくり可被下候二省へ出勤に實に相應之御奉公仕候其上臺灣論は内務も文部も舉る内意は大不同意日々相應之忠告にも預り申候然るに僕も心中大不同意を押し茶を濁し候心事浮世にもかゝる地獄が有之候歟と涕泣之仕合に御座候先は爲其草々頓首

四月八日

孝 允

(博文は伊藤博文)

博文 様御直

七一 伊藤博文宛書翰 明治七年四月八日

亂筆御推讀可被下候夜中は實に遠方故工部省へ出候不苦候間無御

(中野は中野梧一)

容赦御示し可被下候以上

朶雲拜見仕候明日は中野權令何歟内話いたし度趣に付夕刻より罷越候様相約し置申候僕は更に故障無之候得ども格別懇意にも無之彼方之考如何可有之哉定ち山口縣内之事情を内話いたし候事と相考へ申候付は御内話之件も御座候は、御都合次第工部省へ罷出可申候いつれ二省へは出勤候事に付朝夕いつにてもよろしく御示し可被下候先は爲其草々頓首

四月八日

尙々肥前と御端書に有之候處今朝備前と申上候積りに御座候以上

(伊藤は伊藤博文)

伊藤 様御答

木 戸

七二 伊藤博文宛書翰 明治七年四月九日

今日内務へ御尋被下候由之處文部より内務へ廻り候故駭違甚殘念に奉存候明日十字頃迄に出省かけ工部へ罷出可申候に付左様御承知可被下候只

木戸孝允文書卷十四 (明治七年四月)

二百四十一

(山尾大輔
は工部大輔
山尾庸三)

今内務より直に罷越候處已に官員退散山尾大輔も只今退出と申事に甚
残念に御座候草々頓首

四月九日

木戸

(伊藤は伊
藤博文)

伊藤 様御直

七三 大山巖宛書翰

明治七年四月十四日

亂筆高恕

御一別後彌御壯榮に御勉勵と奉賀候二に小生も歸朝後大病に係り至當
春且々身體も自由に相成申候實に閻魔王之寛大にも自ら怪み申候仕合御
一笑可被下候本邦之近況も吉井翁よりい曲御承知と奉存候佐賀も彌平定
賊魁も大抵伏誅候電報昨夜到來仕候愚按には頻に只管形容上之開化而已
催促候とも所詮一般之教育に骨子を入人民之品位を漸々進涉不致は
成は萬々無覺束と奉存候實に人民無智貧弱況田舎に至り候と目も當られ

(吉井は吉
井友實)

(高崎は高
崎五六)

ぬ有様に府下御役人之考とは雲泥之相違有之竊に痛歎仕候事不少どふ
歎不遠御歸朝之よし何卒迅速御歸朝爲
邦家萬禱候于時高崎氏へ被仰越候魯人之事逐々心配仕候處幸文部へ雇入
候都合に相成別紙條約案御送り申候間可然御配慮奉願候種々之情實有之
不思及遷延申候小生も兎角取紛於歐洲蒙御高意候御禮も不申上延引仕候
何も御容赦奉願候其中時下御自玉第一に奉存候草々頓首

四月十四日

尙々幾應にも迅速御歸朝奉待候吉井翁へも御逢之節可然御致聲奉願
候拜

大山老兄御直披

木戸孝允

(大山は大
山巖)

七四 長三洲宛書翰

明治七年四月十五日

今朝は御邪魔仕候さて其節御願申置候一條心事大略御汲取被下可然御認

木戸孝允文書卷十四 (明治七年四月)

二百四十三

相願度元より弟も遠征等之事は字面上にも愉快なる譯にも一身上之考に御坐候へは至極同意之事に御坐候へは實に三千萬餘貧弱之人民上を想像いたし候へは自ら内外之わかちも相立纏り之説も起り候次第に御坐候其も必竟其國と稱するものも人民有之候已上にて人民之無處は國と申名目も相つけがたく然るときは何事も一般人民上之利害を顧み候事第一にて是そ弟之於政府中抗論いたし候所以に御座候然る所今日之次第に至り候は實に弟之心事においては片時も不能安去とて没して此政府を敵視し或は前に不平を抱き候と申心底は少しも無御座候へは愚按におゐて大不同意なるものを枉る人民に促して仲間中に立候は實に上は對朝廷下は對人民對天下後世不相濟次第にて此事之起りし已來不安寢食仕合に御座候誓ふ只一身上之名利を顧み候譯にては無御座付るはいか様之危険艱難にも 朝令之下に立候進退候事に御坐候へは相避候心底は無御坐候に付此邊之衷情十分徹底仕候様奉願候事切迫に付何卒迅速御筆

勢相願度尙明朝參堂可仕候へは尙此段申上置候先は爲其草々頓首
四月十五日 孝 允

三洲は長
葵

三洲 老 兄御内披

亂筆御推讀可被下候愚按においては根本齟齬し眞心不能安毫厘も不平等之心底は無御坐候間眞情徹底當職を辭候次第に付此段可然奉願候也

七五 伊藤博文宛書翰 明治七年四月十五日

亂筆高恕何卒本文之趣條公始諸參議へ御催促奉願候

只今歸宿御手紙拜見仕候御示之別冊可致拜見候大隈一條條公よりも被仰越候處今日僕よりはたとへ大隈長崎へ到るとも臺灣へ到るとも一言可申出筋も無之一向其事に付爾後何事も巨細之事は存じ不申只々心事に大不服なる事を對

朝廷對人民割出し役と相成表向對人民候も相應之事申陳居候次第いか

條公は三
條實美
大隈は大
隈重信

(寺島は寺島宗則)

木戸孝九文書卷十四 (明治七年四月)

二百四十六

にも不能安爲其日夜苦慮過日も縷々心事條公へも申上置尙寺島へも申陳置速に僕之身上圓曲に御處分相願居候事に御座候毫も不好風波又不平も無之只々大不同意之事を人民へ施行するに不忍而已尤朝命を受る之地位に候は、いか様なる危険艱難も決り避け不申候へとも心中大不同意なる事を以人民へ誣候事は片事も不能安故に日々御沙汰を奉待候へども御答之模様も不相見困迫罷在申候心事御降察可被下候草々頓首

四月十五日

孝 允

(博文は伊藤博文)

博文 様御答

七六 伊藤博文宛書翰

明治七年四月十八日

元より速に御處分を奉願候仕合に御座候乍去其までは乍不都合出省可仕候此段可然御申上置可被下候

亂筆御推覽可被下候

(太政大臣公は三條實美)

彌御清適に御精勤大賀此事に御座候さては兼々及御内話置候心事に付今日太政大臣公へ辭表差出申候實に大臣公積年御苦慮被爲在此際また煩大臣公之聽候は於私情は不忍仕合に御座候得共欺心を以御奉公申上對朝廷對人民血泣之心事いかにも難默止前後を顧思今日まで猶餘仕候得共已に佐賀一條も大略御處分相濟候に付最早難閣差出申候大略辭表にも相認置候通一毫も不平之心事は無之只々欺心を以御奉公申上候事誓り難能仕合何卒此邊御汲量被成下大臣公始諸彦へも可然御取成奉願候先は爲其草々頓首

四月十八日

尙々昨日御沙汰之華族集會規則書今朝出省掛け取紛失念仕候明日は決り失念は不仕候へとも定り柳原にも氣急きに可有之今より人差返し候りも不苦否御示可被下候以上

(博文は伊藤博文)

博文 様御内披

木戸孝九文書卷十四 (明治七年四月)

二百四十七

七七 吉田右一宛書翰

明治七年四月廿日

亂筆御推覽可被下候中野木梨へも可然奉願候中野より平原一條岡上京之節傳言も有之申候其前差急候多平原一條之始抹申越候處い細中野氏了承に如如此心配相成候上は少々之速速にかかわらす丸々中野氏相托し申候間其邊御含に多可然奉願候

彌御安康可被爲涉奉賀候當境御發途之節萩地生産に付小林竹屋兩人より委細及陳述候裏絹一條第一賣口手廣調製も至る容易之品に付往々屹度産業に可相成且養蠶成立之一助とも相成一舉兩得之策かと愚考仕候御發途後小林竹屋種々熟議竹屋も仕様之大概略能々吞込はら入いたし右一條は大に擔任之意志に付詳細は彼者より御聞取候御助方相成候は、萩地一統之幸に可有之候此度熊槌歸縣に付一書相托申候書外は同人に申含置候間御聞取可被下候草々頓首

四月廿日

尙々時下御自保奉存候當節殊に繁劇に付乍失敬代書相用候段は御恕了

(亂筆云々以下の前書は木戸孝九の自筆に他人代りて書せるなり)
(中野は中野梧一)
(木梨は木梨信一)
(岡は岡竹二郎)
(平原は平原平右衛門)

是祈且又本文一條追々盛大に相成候以上は竹屋も隨而利益を得可申候得共其初頭は眞の世話のみにて中々利を得候程之事は無之只管萩地一統之生産を計り候儀に候得は其篤志感心之者に御坐候也

右一 老兄御直披

孝 允

(右一は吉田右一)

七八 三條實美宛書翰

明治七年四月廿二日

大亂筆御高恕奉仰候本文之心事誓を狂曲仕るは不相濟人たるもの、謹呈昨日は尊書を玉わり候處折柄外出中に直に御答も不申上不敬之至道に無御坐候間幾應にも速に公然御披露御沙汰奉願上候九拜

本恐縮候實に大臣公之乍恐積年御至誠を以被爲盡天下之幸福無此上事と奉存候乍然今日之御體裁におゐては先衆議之歸する所を御採用被游且臺灣之如きも御行かゞり御坐候趣誓を孝九爾後喋々申上候心意も無御坐元來政事上之事と申候ものは施行候もの、主意區々無之方於人民上も尤利

(大臣公は三條實美)

益有之候次第に於世界各國文明に趣候之國皆然り付るは姑息之自然御所致に涉り候様之儀御坐候るは却る

朝廷之御爲にも人民之爲にも相成申間敷と奉存候且又孝允泣血之心事は縷々上表仕候次第文未如意候得共痴筆不能盡思何卒偏に御憫察を玉わり迅速御所致奉願候欺心非志對

朝廷對人民對天下後世候事は決る難能仕合一毫も異存無之儀は兼る言上仕候次第に御坐候處強る御抑留に預り候るは不得止罪人中に陥り對朝廷人民心以謝其罪候様所分不仕るは不相濟何卒御汲量被成下幾應にも御憫察を玉わり迅速御沙汰奉仰候誠恐々々頓首拜白

四月二十二日

再白折角參議一同へも公然心事相訴速に御處分奉願度存居候過日巨細穩に寺島參議へも申陳置候敬白

三條公閣下

孝 允

(寺島は寺島宗則)
(三條公は三條實美)

七九 伊藤博文宛書翰

明治七年四月廿二日

過日は御疲と奉存候さては兼る御承知之次第に付過日上表仕候處于今閣内の御披露も無之よし付るは何分迅速如願御沙汰を奉願度誓る此度は屈從難出來仕合弟も實に罪人中へ不得止陷候る朝廷也人民也心以謝其罪候と申事は誠に不好仕合に御座候得ども進退困迫之地に至り候へは思ひきらざるを不得平生之義に付何卒可然御配意被成下早々急々御處分相成候様萬願仕候先は爲其草々頓首

四月廿二日

尙々別冊改る參議諸公へ差出し候も些事々敷如何と存申候得共本書未閣内へも御披露無之よし又候此度も姑息に相成候るは朝廷人民之爲に決る無之如御承知文明各國も政事施行之便は區々に相成候るは不宜ものと相見へ總る一派より出申候弟も最早欺心非志對蒼生候事は決る難

出来何分にも迅速御沙汰を奉仰度に付別冊相濟差出申候間參議諸公へ御披露可被下候御願仕候以上

(博文は伊藤博文)

博文 様御内披

孝 允

八〇 伊藤博文宛書翰 明治七年四月廿二日

大亂筆高恕可然諸公へも御致意斷乎と御許可に至り候様千願萬禱仕候以上

(條公は三條實美)

朶雲拜見仕候彼是煩御配慮恐縮此事に御座候昨日條公より御手紙も到來甚困却いたし候に付已に今朝不得止參議諸公にも一書差出度依り貴下まで一書相添御持せ仕候定り只今頃は御落手と奉存候事情懇話等之事は實に々々古めかしく此度は誓り御願申出候仕合に付何卒罪人に陥らざる丈け之御沙汰を蒙り候へは生涯之幸甚此事に御座候幾應にも心事御汲取被下候可然御願仕候草々拜復

四月廿二日

孝 允

博文 様拜答

(博文は伊藤博文)

八一 伊藤博文宛書翰 明治七年四月廿五日

弟より御氣付申候と申事は諸公へは御用捨可被下候

只今承知いたし候得ば明日と歎今日と歎に日本政府臺灣征討等之大事件相企未人民へは何たる事も布告不致政府之政府たる何ものたる歎不相分と云ふよふな事を横濱いづれの新聞中へ出し候と申風評耳に入申候如此事外國人より被唱候は一種之煽動とも相成候歎と奉存候弟は元より臺灣論へは今更口嘴を可出筋は無御座候へとも何と歎政府より速に御布告無之は不都合なるもの歎と相考候に付途中に承り候まゝ内々密々申上候也

四月廿五日

木 戸

(伊藤は伊藤博文)

伊藤 様 極内密

八二 伊藤博文宛書翰 明治七年四月廿五日

横濱新聞云々小生認誤候歟小生申進候意味は今日と歟明日と歟に出し候様子と傳承候間可成は其先へ一般之御布達相成居候方可然と存申候事に御座候元より此先進歟退歟存不申候へども兎に角今日之處一旦相發し候處に於は何と歟一般へ當り障り之無之様に御布達相成居候は、可然歟に奉存候事に御座候元より御疎は無之事と奉存候へども小生申進候處は未發御答之趣に於は已發之御考之様相察候に付尙又不取敢申上置候今朝御依頼仕置候通大久保へも委曲十分に御陳述被成下早々相運候様奉願候々々草々頓首

四月廿五日

孝 允

(博文は伊藤博文)

博文 様 御内披

(寺島は寺島宗則)
(伊藤は伊藤博文)

八三 大久保利通宛書翰 明治七年四月廿五日

大亂筆高恕拜青申上候とも悲切之心事々々半を不能露述吳々も寺島イ藤二氏尙表上を以御降察奉待候再拜
拜啓今朝は早速御光來奉萬謝候實に今般は不容易御盡力速に賊徒伏誅爲朝廷爲萬生大幸之至に奉存候御留守中と奉存候得共御禮旁參上仕候尙衷情大略申上候通御序も御座候は、寺島イ藤二氏よりも御聽取幾應にも涕泣之心事御汲取被成下速に御沙汰奉仰候奉命奔馳仕候事はたとへいか様之地と雖も辭避不仕候得共欺心非志立
朝廷に於は真心之實に所不忍御約束申上置候に付一日千秋之思を包含し賊徒平定之御報までは辭表も差間居尙御歸京まで推而所勤仕居候仕合偏に御垂憐を玉わり御配慮之程奉萬願候頓首敬白

四月廿五日

尙々今朝可申上置と奉存候。失念仕候御歸京當分御休息も可被爲在內務省へも私出勤仕候邊兩三日何之子細も無御座候得共已に御沙汰書面之都合も御座候に付御歸京後出勤仕候も條理如何と奉存候に付差聞申候此段申上置候本文之心事吳々も御汲分奉千萬願候拜

(甲東は大久保利通)

甲東 盟 臺坐下

孝 允

八四 伊藤博文宛書翰

明治七年四月廿五日

(大久保は大久保利通)

爾後御清適奉賀候。さては大久保翁も彌歸京今朝面會心事も大略申陳し置候此上は偏に御依頼仕候に付尙心事御陳述被下早々御沙汰奉仰候僕も一朝一夕之事に無之將來を想思候。いかにも御奉公難申上其上今日欺心非志
朝廷上に一日にても相立居候事鐵面皮之至に御座候へ共大久保翁出立之節約束も有之候事に付推。枉心包愧所勤仕候仕合幾應にも御憫察被下血

泣之心事相果し候様奉願候今日より絶客退居仕候真以不好事に御座候得共不得止困迫之地に至り候へは蒙罪心事謝朝廷人民候外無之何卒兼。之御高誼を以御救援被下穩に心事相遂候様御配意奉萬願候頓首

四月廿五日

孝 允

(博文は伊藤博文)

博文 様御内披

八五 國重正文宛書翰

明治七年四月廿六日

亂筆御推讀可被下候

爾後彌御清榮に御奉職奉賀候過日は朶雲御投與被下候處取紛御答も不仕候尙此度知參事俸給一條に付谷口氏一同云々御示之趣承知仕候條岩二公之間へ差出置可申候實は小生も昨年来別證一條に付管見陳述諸氏と屢抗論いたし居候處如御承知春來天下之形勢四分五裂も難被圖次第に付前後之事は暫閑不取敢馳此急之心事に。推て出勤罷在候處此度臺灣之議起り

(谷口は谷口起孝)
(條岩は三條實美岩倉具視)

(大久保は
大久保利
通)

昨年來之連流も有之候歟不得止諸氏次等も有之候歟小生其元因は深く弁
知不致候得共の昨事年病臥中にて元より巨細愚按におゐては眞以不安相考候に付
再應抗論終に當月初旬より正院へは出勤不致候趣内部文部之二省に而已
出勤罷在其故は政府上も屢紛紜に亦も實に對人民不忍次第も有之誠に大
久保とも相約し置斷然受合罷在候事も御座候に付亦は佐賀平定所分之報
も有之候までは卒然進退にも如何と相考一日如年之思ひを忍び出勤仕居
候處頃日佐賀所分之報も有之候に付別紙辭表差出し且大久保歸京之日ま
では内務へも出勤いたし可申候元より一毫一點不平之心は無御座候得共
今日之處におゐて欺心非志御奉公いたし亦も實に不能安依不得止右之
次第に及び申候施政上之事などは別同論同流之もの當其職候方可然と
存し候歐米各國など皆此例に御座候尙心事は辭表御一讀被下御降察相願
候右之行がりに付心低にも任不申候邊も有之御高恕可被下候何卒辭表
は他人へ御示し等は御用捨相願度又々新聞紙等に被出候亦は實に迷惑無

(横村は横
村正直)

此上仕合吳々も御注意奉願候横村谷口氏も別に書狀出し不申候間御合を
以可然御致意被下候先は御答旁如此に御座候草々頓首

四月廿六日

孝 允

(國重は國
重正文)

國 重 老 兄

尙々過日藤村と歟藤本と歟何と歟申もの正院之探索に亦西京に罷越候
田に亦右之ものへ横村面會何歟直話も有之了解を誤候歟不面白事歸京
之上相話し候由にてイ藤博文よりも承知いたし岩倉之嘶も有之候と歟
申事承り申候自然何と歟横村より申過し有之候へは失策歟と相考へ申
候或は又昨年已來西京府無理に裁判所に抗抵候氣味有之必竟其下に立
候人民迷惑など、申説も陰然有之候よし小生も元より公然承知候事は
無御座候得ども漏聞候ま、信偽は不相辨ながら任便申上置候拜

八六 伊藤博文宛書翰

明治七年四月廿七日

亂筆御推讀可被下候

朶雲拜見兼勤御免之御辭令書慎る拜受仕候何卒素顔御許容總る御免之御辭令跪足奉待候速に相運候様奉萬願候御多務中御足勞を掛け候るは恐縮候間御都合之節參上可致候尤御筆頭にも大略相分り候は、乍御手数御示可被下候元より僕も決心罷在候得ども風波之露發候は甚不面白候に付穩便に早々御沙汰を奉仰候無左る實に意ならざる進退も不得不仕此段吳々も御合被下御憐憫奉願候

(田中少輔は文部少輔田中不二鷹)

文部省中之事早々田中少輔へ御沙汰有之候まで代理候様御示有之度無左るは凝滞仕終に又少輔始紛紜申立候様に相成候るは奉恐入候付前以申上置候間早々御運可被下候先は御答まで草々頓首

四月廿七日

(大久保は大久保利通)

尙々本文之趣幾應にも速に相運候様可然大久保其外へも御説破被下候様千願萬禱仕候以上

(博文は伊藤博文)

博文 様内密御答

孝 允

八七 福羽美靜宛書翰

明治七年四月廿八日

先以御清適奉賀候過日は緩々相窺本懷此事に奉存候さて此程は見事之新筭御惠尙其節之御詠をも御投示御高意奉多謝候早速御答可申上之處外出仕居失敬仕候御容赦可被下候いつれ不日拜青御禮可申陳候草々頓首

四月廿八日

孝 允

(美靜は福羽美靜)

美靜 先生御直

八八 林三介宛書翰

明治七年五月廿六日

朶雲拜見仕候先達る御不快之節は誠に遅耳に承知仕御見舞差出候節は已に御快方に傾き候由に竊に々々相賀し候様之仕合にも旁御不無沙汰而已御容赦可被下候過日は御光來被下候由之處外違ひ候る失禮仕候さては

木戸孝允文書卷十四 (明治七年五月)

二百六十一

不存寄珍菓御投惠奉謝候いづれ拜青御禮可申上候得共一應之御請まで如此御坐候草々頓首

五月廿六日

(三介は林三介)

三介兄

孝

允御答

八九 川路利良宛書翰

明治七年五月廿六日

大亂筆高恕

先以御清榮に御奉職奉賀候さては春來色々蒙御高諭奉謝候爾後於心事不得止情實有之不安之餘御斷申出候仕合一應拜青仕候可申上置と奉存候處兎角取紛不得拜青候此度暫歸郷仕候に付再出京之上面上縷々可申上候先は御一禮旁相呈申候其中時下御自愛第一に奉存候草々頓首

五月廿六日

(川路は川路利良)

川路先生御内披

木

戸

九〇 島津久光宛書翰

明治七年五月廿七日

謹呈先以御壯健に御奉職被爲在恐悅至極奉存候先頃は御内諭を拜承仕候所不得止心事申上御聽取を玉わり難有奉謝上候爾後御一禮申上度拜趨仕候所御參朝中に拜謁不得申上重々登門可仕之處取紛失敬申上候御高恕奉仰候さて情已往を追想仕候所閣下を奉始衰世を挽回被爲遊度御首唱被爲在中興御大業も必竟積年御忠志之所使然而して又天下之氣運至于此候は四方響應諸國有名之人物も一時朝廷に輻輳仕候處未一定之規矩不相立人々各其識見も自ら不能無異同隨而目的先定して事業隨舉仕候事甚難く爲其屢政令も不得不動搖人民上に關係する之損害實に不可言孝元等尤愧慙仕居候處此度閣下之御奉命を奉窺爲朝野不堪欣躍之至奉大賀候然處今日竊に大久保參議事に付

(大久保は大久保利通)

朝廷上云々之御内情被爲在候歟に傳承仕元より巨細之御情實不奉窺卒然

汚高聽候は恐入候得共同人事積年志を盡

王室屢犯危險之地 朝野屬望候ものも不少抑舊參議も世上之是非は在職中難被免候處一旦辭去候に付亦は昨年來之艱難も親く御覽被爲在候次第に亦實に天下人民上之政治も多く官員進退之紛紜に時日を消し人民之迷惑眞に不容易孝允過慮之至と奉存候得共自然於此際同人進退に付朝廷中御動搖之義御坐候亦は 朝野果して紛紜を生し天下之方向にも關係仕其末不一形御艱難を醸し候は必然に於于此自然紛亂相生し候亦は閣下積年之御誠意御貫徹にも相かゝわり誠以不堪杞憂之至拙筆不能盡愚意候得共虚心之儘其一端を言上仕候重疊恐縮之至奉存候得共若萬一を禱補申上候得は本懷無此上奉存候誠恐々々頓首敬白

五月廿七日夜

木戸 孝 允再拜

(島津公は島津久光)

島津公閣下

九一 森寺常德宛書翰

明治七年五月廿八日

大亂筆御推覽被下直に必御火中可被下候

爾後彌彌清安と奉賀候何卒申上るも乍疎此度御奉職之け輪は別々御精勤奉祈候出立之朝黒田了助來話其話中に久光先生より大臣公へ被差出候書取中に大久保云々と有之候文言はよもや直に大久保へ御示しは無之事と被考居候處大久保承知候邊に亦は些意外之様子と申事に御座候左候へは隈一條を急にいたし候策略歟と被相考申候甘く治り相つき候様奉祈候何卒是等之處誰歟へ御相談に亦少々つゝ御駈け引有之候様御注意御配意第一と奉存候

○杉一條は必無御失念早々相運候様御配意可被下候左候へは少々なりとも彼方もしまつ相つき候事と奉存候

○朱泥は留守中御預け申上置候都合に申置候よろしく御保護奉願候先は爲其極密申上候其中時下別々御自愛第一に奉存候草々頓首

(杉は杉孫七郎)

(黒田了助は黒田清隆)
(久光は島津久光)
(大久保は大久保利通)
(隈は大隈重信)

五月廿八日

城 北

(三木は森寺常德)

三 木 様 内 密 御 直 披

九二 伊勢華宛書翰案

明治七年五月

昨日は御妨仕候くだらぬ事を晰して居候中は何も丸々打忘れ居申候得共昨夜も時勢の事を思ひ起しどふも三字まで眠られ不今朝五字前より目が明き雀の啼を相待候も則愚按丈左に認め申候今御一按可被下候

○尤も一度大政府上之人と相成居候に付は兆民之損害假初にもおろそかに思ひ候は不相濟

○是非々々此上も引揚之工夫有之度同志中へは只管希望いたし候處なり

○今日大兵を募するたとへ此數五千や一萬減少候とし果して不出遠内變内害のもととなる已に兄も御見込之とふりなり此變害は終に誰に歸するものとすれば則兆民なり於于此かこれを思へは浩歎不盡

○事に大小あり人々見るところ異同ありといへども如此億兆之膏血を現に絞らすでは不相成行がりを不得止之情實を以流るゝところは不堪涕泣なり

○尤は御一新已後は戦争は先當分戦はいたさぬものと目的をさだめ一般人民之進涉而已を謀り各道理も稍辨へ文武之大主意も了知し日本之品位をすゝめ強弱を不撰他邦へ對し日本之權利を維持いたし度と忍難忍幾度歎涕を吞み相争そひ終に不如意十に八九とき

内地を不顧開化を急き候事

文武を判然する事

後害を防く爲め文武の權を判つ事

士族を半信半疑之地に不立先所分して令安堵事

一般人民之教育に力らを入候事等事

○右等之次第に付尤之素志元々凝結は尤不好ところなり然るに前途終に

朝廷安民之大主意に基き變害を防ぐの用意も冥々になくて叶わぬ際投じ次第な
 れは頻解凝術を施すは天下之事不被行不被行如意今日如意行われて其實
 は却また不如意行われざるものなり尤甚感
 生涯不如意と惑迷との地に立尤之不幸も亦甚し乍御機恕去山口行も御約束いた
 し候事に付兎に角一應は是非参り可申候爾他御所分事も可有之に付一步
 御先發被成候は如何左候へは尤は徐々陸行可仕候爲其草々

(此の書は明治七年五月木戸孝允官を辭して將に歸國の途に
 就かんとし所懐を伊勢華(カ)に告げんとして草せる案なり)

九三 小野勝太郎宛書翰

明治七年六月五日

(青甫は西
 島青浦)

(前文缺)
 なにとも丸而委敷事はわからぬと答へ置吳々も内情もれぬよふ依頼いた
 し候内輪之ものへも此書状等も必々内々にいたし可被下候たとへ懇意之
 ものたりとも何事ももらし被下間敷候幾應にも頼置候
 一 青甫定助米謙藏其外へも無事之段申聞け可被下候

(德大寺は
 德大寺實
 則)

一 德大寺へ之書状は早々持せ可被下候
 先は爲其草々不一

六月五日

(此書は署名及び宛名を闕く明治七年木戸孝
 允が小野勝太郎に贈りたるものなるが如し)

九四 藤井政太郎三輪惣兵衛宛書翰

明治七年六月五日

一同無事に配意と察入候皆々も道中且々無滞昨日宮より渡海今日參宮い
 たし申候

(來原部屋
 は來原ハル
 子)
 (彦太郎は
 來原彦太
 郎)
 (河瀬は河
 瀬真孝)
 (福井順は
 福井順道)

一 來原部屋には必々規則正敷保養候様氣付頼入申候
 一 彦太郎へ遺す書状相頼置候處自然も間違候を延着候様には甚不都合に付必無相違相違候様野村靖へにも委敷頼置可被下候河瀬之狀も同斷
 一 福井順歸京之節藤澤よりイチゴ之木取歸り候事と存申候何卒染井に
 るも植付枯れぬ様世話可被下候

(青甫は西島青浦)

一 留守中は當家の分は勿論高力及留二郎に預け置候盆栽一鉢にても必盆栽會の出さぬ様申通し置可被下候

一 土用に相成候は、青甫申合書畫虫し乾頼入候

何卒一度に澤山乾さず度々にいたし候方丁寧にも可然候

其節竹田小切不見分青甫へ詮儀いたし吳候様御傳へ可被下候

(磯右衛門は原田磯右衛門)

一 磯右衛門一應歸郷之事御座候處い細出立前にも申置候通牛之始末も折角同人思立に相構へ候事に付願わくは引入置候る先き々々手段之都合も跡のものへ屹度申聞け置候様いたし候儀可然と存候最早奥州邊も雪解け可申付るは切迫由良へも及催促受取候る一片付相付け候方可然候手付金百兩遣し有之候間自然不足に相成候は、可然計らひ可被下候

駒場之場所は東京近邊にも有之是非桑にても逐々植付所持いたし居候方可然とすゝめ候ものも不少其も一理有之候歟と相考へ申候賣れは此場所はいつにても賣れ申候考置可被下候

(藤井は藤井政太郎)

一定助心配いたし居候伊太利亞河瀬之處に送り物萬一間違有之候るは不相濟候に付藤井にても南貞助へ直に嚴重頼置又々バンクラフト之如き事有之候るは不相成と傳へ置可被下候

一 内輪之處は不及申染井へも時々見廻り兩所とも道具其外總る之締り方無油斷様頼入候

染井之往來通り之水道之事兼る扱所へも申通じ置候處如何相成候哉

染井別莊へ往來之水皆落込候に付梅雨どもに相成候は、別甚敷と存申候

染井玄關前之水道之事も徐々と着手有之度存候

染井門長屋之とひ仕直し事

染井近邊買込候心組之土地益前云々庄八よりも申居候に付油斷無之様に存候

右之廉々兼る惣兵衛承知之事と存候へとも尙又申越置候

一 藤井に過日於横濱相もとめ候齒磨き至極よろしき様覺へ申候又々幸便之節もとめ候亦送り可被下候少々は別之種類相雜り候亦もよろしく御座候

一 暑中にも趣き候に付屋中は別亦清潔にいたし候様世話可被下候無左亦は爲健剛にも必不宣候

一 留二郎に白き花卯の花なり之うつ木をもとめ置候様傳へ置可被下候

後文缺

政太郎殿

允

惣兵衛殿

亂筆推讀極内披見禁他示

(政太郎は藤井政太郎惣兵衛は三輪惣兵衛)

(此書は六月五日に贈れるものなり)

九五 伊藤博文宛書翰

明治七年六月七日

(柏木は柏木忠俊(楯取は楯取素彦)

態々朶雲御投與奉謝候彌御清安に引つゞき御盡力と大賀此事に御座候於横濱東西分袂其夜湯本に一泊いたし候處直に柏木楯取より使差越其翌雨

(平岡は平岡通義(宍戸は宍戸磯)

天に付淹留候處兩氏とも來訪緩話此往き縣々に尋問に預り候亦は不堪煩と其より可成丈けこそ々に通行仕候處醫者歎買卜者に被目繼場旅宿等も意外之不都合候に付不得止一時便利之爲少々官員らしく見せ懸け當季之便利を得候事も御座候于時御懸念被下候云々已に東京出足前も平岡其外よりも預忠告出足當日も宍戸などよりは達亦船行候様被戒伊勢路云々等之事も或は傳聞いたし申候乍去爲其路を變し候譯にも至り兼萬一誤亦一迂生を暗撃候とも勞而無功歸す處は十年ほども迂生之生命損失に可相成歎御一笑可被下候三重縣之風説且勢州中に種々之徒潜伏候様之傳聞も御座候に付態と山田まで罷越西宮にも參拜いたし伊勢路を折返し關宿へ出申候様子も相探見候得共別に相變候事も無之古市に被相察辦書を乞ひ候もの有之候に付鐵面皮に三四枚やらかし申候先明日は入京都合に付御降意可被下候大久保一條始終懸念罷在候處御書面中之趣に被先致安心候此上可然御料理萬禱仕候御頼仕候愚書島津先生如何了解に候

(大久保は大久保利通(島津は島津久光)

哉自然も却る爲大久保に不都合之邪察を爲起候は甚不面白と折角願慮もいたし居候事に御座候
臺灣一條甚懸念仕候何卒且々に決局相着かしと是而已頻に乍蔭祈念致し居申候

先は御答旁如此に御座候尙其中別御自玉第一に奉存候草々頓首

六月七日

尙々節々佐賀之風説は承知仕候處分營にも被差置一兩年は嚴重に御取締有之候方却る保護之爲と奉存候尙縣令過寛容候故負けおしみ之餘種々之流言浮説を世上へ流布させ再度之好機に會し度などは公然縣内にも放言いたし居候由此際屹度あたまを御押付無之却る甘言を以可致籠絡などと之處致には大失策と存候速に御着手有之度奉存候長州脱隊崩れの如き事に至り候は色々之御危害引起し可申と奉存候於横濱御内話いたし候都合大久保へは御談話に相成候哉

(博文は伊藤博文)

迂生之辭表如何之御詮議に御座候哉何卒甘く御辨解被成下早々相運候様萬願仕候以上

博文 様内御答

孝 允

九六 伊藤博文宛書翰

明治七年六月九日

亂筆御推讀可被下候

追啓旅中も意外に暑氣相募其上人力車之爲も有之候歎病骨少々疲勞其上從僕にも病人御座候間暫當地に滯留兩三日は浪華にも相とゞこふり候積りに御座候いつれ廿日前後に歸縣可致伊勢老人も當地にも相待居申候横村も近來絶る引籠居從來頑固之土人を世話いたし候には中々不容易苦勞もいたし決る爲

(伊勢老人は伊勢華村正直)

(海江田は義海江田信)

朝廷には擲身盡力仕候心得に罷在候處一兩年來政府之先生家より少しは白眼まれ海江田大山輩よりは逐々讒も入候事可有之且先日藤井と歎藤田

(國重は國重正文)
(北島は北島治房)

と歎申もの、歸京候申立候にも些相違も有之様國重其外別人も申居候此ものは北島派と歎申様子に御座候それは兎もあれ公事に双方とも意見を挾候事は尤不容易義に付眞に其確證有之候ときは十分に御處致有之候可然乍去元來昨年來公事も司法卿より是非過失を可見出と申付判事も三百日之懲役と歎を受合候來り候と申様始より不都合千萬之行がりに付實に片ヶ輪ばかりを押へ候も甚不公平之譯と被存候北島は中判事に被舉榎村は強而被罰先年來北島と榎村と之功勞實に如何ぞ哉已に昨夜鳩居堂老人是は實直之ものにして西京之主人も信用候もの也朝廷上之御不公平之事を申候と被察なども來り實に西京頑民どもの今日之方向に至り候は偏に榎村様之御陰けに乍恐尋常之御役人が幾度御入かはりに相成候とも西京之人民至于此候事は一難事候處何故朝廷に功人を御捨遊ばし候哉など、靜に被尋困却いたし申候榎村之出勤せざるは却る今日

(鳩居堂老人は熊谷某)

朝廷之御爲に有之間敷と相考候に付愚按を以是非相す、め出勤爲致可申と存申候付亦は貴殿之御心底にも任せざる事も可有之と奉存候得共御憐願被下度左候は、少しは當人も張合可有之と相考へ申候

(此書は月日及び署名宛名を闕く明治七年六月九日) (木戸孝允が京都より伊藤博文に贈れるものなり)

九七 河瀬秀治宛書翰

明治七年六月九日

大亂筆御推讀可被下候左候御火中是願候

朶雲拜見仕候彌御清康に御奉職と大賀此事に御座候さて出足前には種々之御面倒事不願御多務御願申實に御迷惑と奉存候于時に御書面上に承知候得は種々之流言出足後に有之候よし藤杉(イ藤は伊藤博文)などより(杉は杉孫七郎)も態々懸念之餘申越し已に東京出足前種々之説を唱へ候もの有之に歎船路に可致など忠告いたし吳候ものも有之平岡(平岡は平岡通義)穴戸(穴戸は穴戸幾)などとはやケ間敷當日までも申居候次第乍去爲其路を變へ候譯にも至り兼却る徐々と出懸け候方可然と歩み出し

候處何分人力車之案外速なるに積りの外に相運ひ申候イ勢路などは色々風説も有之且一體三重縣之事は春來聞込候事も御座候に付旁傳手も有之候は、探索も可致と態と

兩宮へも參拜いたし折返し候もまた關宿へ出申候さしたる事も無御坐昨日漸入京いたし申候御降意可被下候任幸便御答旁如此に御座候尙其中時下別御自愛に奉存候草々頓首

六月九日

尙々留守中之處乍此上可然御頼仕候一同いづれも無事に到着仕候得共道中隨分五六日暑さも甚敷相應草臥申候

佐賀縣風説は頻に承り及申候當縣令過寛大兎角甘言を以籠絡候氣味有之候處元來佐賀と申處は負けおしみの強き處に付公然不都合之事も申唱へ爾後好機出來候は、是非今一度は其機に乘し宿志を相遂不申候はなど、不憚他人へ對し候も申居候由此際は屹度分營にも被差置嚴

(林は林三介)

(佐畑は佐畑信之)

(河瀬は河瀬秀治)

重に御取締相立候は、自然と方向も相定可申候得共如右甘言を以籠絡候様之手段には實に大失策に折角これほどまでも御鎮壓相成候も屬水泡却る右等之流言より良民を感わし自然と罪人も出來可申隨而對諸縣候も朝威益輕く相成候儀に付吳々も此兩三年はかゝる騒動之末にも御座候間一入嚴重に御着手有之度左候は、良民御保護にも屹度相成可申候林等被仰合卿へも御含を以御論義御座候は如何是まで朝廷にも如此手ぬるき事より小事を大事にいたし良民之苦しみ候事も不尠候に付何卒此度無御手落様にと萬禱仕候尤内務中之肝要事と奉存候間乍序申上試候尙又御内輪様及佐畑へも可然御致意相願申候佐畑には定る安産と想察仕候男子之到來相待居申候以上

河瀬 様御内答

孝 允

九八 野村素介宛書翰

明治七年六月九日

木戸孝允文書卷十四 (明治七年六月)

二百七十九

亂筆高恕

(長與は長
與專齋)

(品川彌二
は品川彌二
郎)
(田中は田
中不二麿)

先以御清安奉賀候漸昨日着京不圖今日長與氏に面會朶雲落掌仕候新聞御
投與難有奉存候山口之崎人連中今より想像抱腹罷在申候何卒御都合相成
候は、老兄にも暫時御歸縣御待申候(勝間田)論も如御高察□□□隨從に
は一策も被行候様不被相考御憐察可被下候于時別封品川彌二より差越申
候乍失敬田中氏へ御届奉願候明朝幸便御坐候に付御一答まで如此に御坐
候草々頓首

六月九日夜半

弟も少々獲物御座候他日可及御一戰と相樂み居申候以上

素軒 老兄御内披

孝 允

田中長小松九鬼諸氏へ
も可然御傳言奉願候

(素軒は野
村素介)
(長は長
小松は小松
九鬼は九鬼
一)

九九 西島青浦宛書翰

明治七年六月九日

昨日御手番相達申候一同且々無事に昨日着京いたし申候出足後種々之流
言有之候由不珍事に候得共紛紜之際に付世上を動かし候趣向と被相察申
候其元因相分り候は、後便御知らせ可被下候出足前にも少々忠告候もの
も有之候得ども爲其前説も難動却る海道は公然用捨も不致候態とイ勢に
も參詣いたし申候

(政太郎は
藤井政太
郎)

一 茶買得に付云々政太郎へ申越置候に付尙得と相談有之候方可然と存
申上候

一 何卒可成丈留守も御氣付け可被下候
先は爲其草々不一

六月九日夜半

允

青浦 足下内密

(青浦は西
島青浦)

一〇〇 青木周藏宛書翰

明治七年六月九日

木戸孝元文書卷十四 (明治七年六月)

亂筆御高恕

爾後彌御清安と大賀此事に御座候僕も漸昨日西京へ着いたし申候東海道も人力車故意外に相運申候隨從もの等にも病人有之困却いたし申候僕も病骨之故歎相應疲勞いたし申候品川彌二より別紙差越候に付御廻申候二三件入御耳置度と相考候事も御座候得共いづれ後便に可致明日幸便有之候故不取敢一書如此に御座候其中時下別御自玉第一に奉存候大屋中御寂寥と御察申候尤折節はブライベートと申も疎と奉存候草々頓首

六月九日夜半

允

(青翁は青木周藏)

青翁御内披

一〇一 伊藤博文宛書翰

明治七年六月十四日

亂筆御推讀可被下候本文之一條早々御配意御願申候

此程過日之御答仕候に付不日御一讀被下候事と奉存候其後山口縣よりも

(中野は中野梧一)

逐々僕歸郷に付登京候ものも有之尙近情を申越し候ものも有之承知仕候處佐賀騒動以後世間も少々おかしき氣合に相成山口縣之士族ども皆大刀を横たへ髪までも變じ其景色實に可憐奴どもに御座候乍去今日屹度後日之處致は致し置不申は多少之厄害を生し候は必然に於捨置候は不可然其上昨日態々中野權令よりも一人差越中野書狀中に「壯士輩種々論説を設け練兵仕度由頻に相迫乍去近々御歸省相成候故僕之事御内意奉伺候上ならでは其筋へ伺も仕兼候と論し置候云々」と有之申候實如此事を容易申立候などは不埒至極に於急度あたまを押へ不申は必後々之不都合と相考申候然處先年脱隊之騒動に於一時不容易艱難出來いたし僕も其間に在り候事に付精々擔當いたし終に一鎮定に至り申候其以後巨魁は數十人嚴刑に被處左候て兵卒之もの多人數一向時勢も不相辨一時附和雷同可憐譯に候得共一様之次第を以盡賞典米等被取上げ申候尤是は後日恐縮謹心罷在候上は實に兵卒ども内輪之艱難より引つゞき京都奥羽越等戰爭

之功も有之候ものに付重る玉はり候可然と申都合に有之申候然處其後廢藩一條に付其等之事も詮義も打止に相成申候乍去元來十萬石之御賞典中を以兵卒にも分與相成候事に御座候處廢藩後大藏へ之收納に混し先達亦來此事大藏へも入割申込候得共例之大藏目前之貪欲論前途之利益一般之理不理も不相察兎角自省之了簡限りに相成り候事多く自省に欲し候事に候へは忽大金も繰出自省に不好事に候得は厘毫も兎や角申候從來之惡弊に被歴終に先頃申立候主意も不相貫候元々十萬石は毛利氏へ當時は玉はり候譯に而其中より分與候事に付少しは情實も汲取有之候可然事とも考居候事に御座候然處逐々先年脱隊中へ加はり候もの悔悟して方向も相改め已に佐賀騒動之ときも一入奮發いたし前非をそゞぎ御奉公いたし度と振りはまり候ものも不少由段々彼等之内歎願も承知いたし申候付るは何卒此際等之ものへ是非先年一旦玉はり居候賞典最前之詮義通り被下候方可然と相考申候依一御盡力被成下先達亦來相願候通脱隊之もの

より取上げ候賞典之分大藏より毛利氏へ御戻し相成候様御配意相願候左候は、一體之まとまりも相付け置他日事あるときは朝廷之聊御役にも相立候様心配いたし見可申種々之事を申立候士族どもを押へ候も自らつり合之相つき候都合も御座候乍然大藏之貪欲論益増長所詮六つヶ敷様子に候得は勞して無功丸に手を不下自然に任せ候外いたし方無之付るは何分之義早々御一答可被下候其を目的に何も計らひ可申候差急候事に付此段不取敢得貴意申候其中時下御自愛第一に奉存候草々頓首

六月十四日

尙々願くは浪華滞在中に御答承知いたし度迅速否之御答吳々も御頼申候以上

(博文は伊藤博文)

博文 様内密御直披

孝 允

一〇二 林友幸宛書翰

明治七年六月十七日

木戸孝元文書卷十四 (明治七年六月)

二百八十五

亂筆御推讀可被下候弟も辭表差出し置候處速に如願御許容相願居申候

(横村は横村正直)

爾後彌御清安に引つゝき御配慮と大賀事に御坐候さては僕も過日無事に着京いたし申候然處横村參事も昨冬已來種々之迷惑も不少必竟其も政府之信用を不受所より起り候事にと相考不安心事より此まゝ人民上に立候事も不本意に存詰先達を辭表差出し候由之處西京は別な頑固ものゝ巢窟に於所詮方向も難改候を先年來横村必至之盡力に於終に人心も一變いたし候折柄自然此度退職候は段々着手候事も瓦解と相成何事も皆あともどりに可至と參事其外山本覺馬谷口起孝始やケ間敷相論じ辭表も國重之手に於おさへ置僕之來着を相待居候都合に於入々其邊之談も承知いたし申候其上近頃藤井何某と歟申候もの横村頼知事にと歟讒言いたし候等も物語しいたし候と申説も御坐候之事より大に横村もこゝろわるくいたし是非此度は一應退職いたし度と不動決心に罷在候由所實に山本始之談を承知候も殘念千萬なる譯に於

(國重は國重正文)

難捨置と相考僕之不及口外事に御座候へとも色々説得いたし未必出動可致とは不申候へども是非説きつけ候積に御坐候何卒此段御聽置被下可然此後同人をも御助力可被下候必竟最前朝廷上にも京都へ被差置候相應之人物無之と申事に於同人を僕より申立候譯に御坐候一體擔當いたし候ものは兎角讒言等に逢ひ候は古今之通情因循姑息ほどよくいたし候もの逢讒候例しは無之候別な内務省中に於は地方官之言行御注意有之度實に巧言にして事不舉默然として隨分事務之舉り候ものも有之又は言行ともに達者なるものも御坐候横村なども甘くきりまわり長官などの機嫌をとり候へは頓に縣令位にも被舉可申候然るに是まで兩度までも暗殺に逢ひかけ候位之邊に於も可憐事と存申候東京爾後之近況如何御序も御座候は、御示し可被下候臺灣論如何相成候哉戰爭が始り候と申噂も承り申候何卒格別に故障出來不致金のたんと入らぬ様爲滿天下貧民にも祈念仕居申候

先は爲其申進候時下別御自愛第一に奉存候

六月十七日

尙々河瀬其外へも可然御致意御頼申候以上

(林は林友
幸)

林 兄御内披

木 戸

一〇三 西島青浦宛書翰

明治七年六月十九日

亂筆御推讀々々過日新聞之出處相分候は、早速示可被下候

彌平安に御消光と珍重に存候于時着京後兎角病人多く困却此事に候定
東京も靜謐と存候面白き新聞ども候は、折々報知可被下候
文人及骨董家どもの近況は如何京地も風流道具は意外に高價中々寄付れ
不申候

於東京植木鉢之格別不大形して古き雅物有之候は、何卒求め置可被下候
探索いたされ候は、随分出可申と存候

(森寺は森
寺常徳)

森寺へ預け置候朱泥之鉢同人處へ長く置候も他人に被奪不申哉と随分
懸念御座候何卒能々機會候は、取歸り置可被下候乍去取歸り之上願わく
は勝手之方へ秘藏し置歸京までは御示し被下間敷他人へ頼に出してたま
がれ候も亦妙也

一 昇平學校中に展觀之節探幽之筆に極小幅へ鳥類など澤山有之余
程面白きものと覺へ申候畏之堂^{坊主}老人尤廉に買得し吳候約束に有之申候何
卒催促被下取寄方頼入申候
先は任幸便御頼旁如此に御座候草々

六月十九日認置

尙々書畫骨董其外不紛失間違わぬ様御注意御頼申候以上

(青浦は西
島青浦)

青浦 足 下極密

孝 允

一〇四 横村正直宛書翰

明治七年六月廿三日

木戸孝允文書卷十四 (明治七年六月)

二百八十九

朶雲御投與拜見仕候彌以御清榮に御盡力大賀此事に御座候さては何と歎
愚論出來御懸念之由に上表を被成候御都合如何之御事歎と奉存候弟は
未着後日數も不相立故歎一向何事も承知不仕如貴按今日之世界兎角根元
人口に隨ひ搖動仕候事第一之弊害に節角之好機を失し候事少き而已な
らず如此次第には前途如何と浩歎之至に御坐候大勢之一變致し候に付
るは後來之目的小人俗者之知る所にあらず然るを九十九人之説に隨ひ一
人之言を捨候るは前途不可見と奉存候眞言は一人に有之候を知らず多説
へ媚從いたし候事可惡之至と存申候何卒無御用捨御盡誠爲前途肝要至極
と奉存候小言讒口御聞及之事も御坐候は、早々被仰聞可被下候弟に
御たゞし可申上候先は任幸便一書奉呈候草々頓首

六月廿三日

松菊生

(十八眞は
横村正直)

十八 眞 兄御直拆

一〇五 伊藤博文宛書翰

明治七年六月廿九日

亂筆御推讀相願候何卒辭表云々は吳々もよろしく御願申候

彌御清適に引つゝき御配慮奉存候爾來御地之光景如何弟も病人彼是不圖
留滯と相成不日歸縣可致と存申候

一 過日得貴意候毛利家御賞典云々何卒早々御運に相成候様御願申候世
外より承知候得ば島津などは從來之稅米を以兵士へ之賞典を行ひ先年之
賞典は丸に島津家へ取込候よし其に付候るは不都合も不少又他へ之響き
にも相成候得共終に政府之御詮義に御施行相成候由頃如此候ときは毛
利家之願を強ゝ大藏省に抑制候は不條理千萬と奉存候何卒御盡力被下早
々相運候様御願仕候實に此事も一縣之爲と申譯にも無之則朝廷上之爲
なり又務なり付るは可然御取計らひ幾應にも御願申候

一 島津大久保大隈云々終に決局如何に至り申候哉取々之風評時々承知
候得共眞偽難分又一説に臺灣に小勝いたし諸先生揚々之勢と申事御座

(島津は島
津久光)
(大久保は
大久保利
通)
(大隈は大
隈重信)

(宗大丞は外務大丞宗重正)

候處眞説に御座候へは却る爲前途如何可有之哉と竊に懸念罷在申候

一 朝鮮へ宗大丞被差遣候一條に付外務之官員隨從有之候は甚不都合に決る朝鮮人之疑惑彌固結致し候に相違無之宗大丞始得と朝鮮内情探知之ものども竊に苦心罷在宗一人に被仰付從來宗家と朝鮮と行がりも有之候故其譯を以懇切に説諭も候は、萬々一も承引候事に可有之歟外務官員一同と申事には毫も目的は無之却る欠禮にも申述不都合出來も必難計と甚心配いたし居候由然處森山外一人何某歟右等之ものども逐々朝鮮へも渡海少々功名之念も有之且宗家も朝廷より逐々御嫌疑も有之候よし其故官員一同と申事にも相成候歟勞して無功は必然之事と甚對州人も歎息罷在申候此間には御處致之都合に大に損益も有之候歟と相考申候間内密御含まで申進置候

(森山は森山茂)

一 先日佐賀縣令之風評等御報知候歟と覺へ申候頃日渡邊清に面會近情承知候處縣令至極盡力至る都合よろしき由全小生之謬聞自然も他に不宜

風評有之候は、此段御辨解相願候

一 小生辭表之處如何之御都合に候哉是非とも御許容に相成候様御心添相願申候毎々御面倒申出恐縮之至に御座候へ共可手寄都合も無之何卒御配意御願仕候先は爲其禿筆相呈候時下別る御自愛第一に奉存候草々頓首

六月廿九日

尙々どふ歟先日頃は御下坂之よし風聞承知候間於浪華御一會いたし候事歟と相考候處御延引と相成候由定る御心配事と存申候以上

(春畝は伊藤博文)

春 畝 様御内披 急

孝 允

一〇六 三浦梧樓宛書翰

明治七年六月廿九日

亂筆御推讀可被下候

爾後彌御清適大賀此事に御坐候出立前は蒙御高意態々令正君には御送被下奉謝候弟も着京後隨從中病人等多く甚困却いたし申候爲其甚長滯と相

成申候不日歸縣可致と相考へ申候東京之近況如何不慥候得共時々取々之風評傳承たとへ不十分とも礎基一定不致は必竟人民之不幸も不大形候且又臺灣も小勝と歎いたし滿政府揚々之氣味有之候様にも承り申候元より敗破は不好事に御坐候へども揚々にあは爲前途却る不可然と竊に煩念仕候どふぞへの字なりにとも治りかしと爲天下奉萬禱候西京之光景は山水清美回首東京之事を考候へは身之毛之よだち候と申氣味なきにしもあらず御想察可被下候西京は當時地面下直世外などは莫大にもとめ候よし是は前策有之候事と被察申候兄にも他日西京は如何兎に角其ころもちに下直之良地を相たのみ置申候先は乍亂筆任幸便相呈申候其中時下御自愛第一に奉存候草々頓首

六月廿九日

乍筆末大人令正君へ可然御傳意相願申候以上

小日向第一樓老兄御直披

松菊生

(小日向第一樓は三浦梧樓)

一〇七 山田顯義宛書翰

明治七年六月廿九日

亂筆高恕

朶雲拜誦仕候先以御壯康奉賀候弟も着京後隨從等に病人多く不圖長滯留と相成困却仕候不日歸縣いたし候覺悟に御坐候東京之近況も種々不慥傳聞にあ如何哉と竊に煩念罷在申候間御示之趣に大略承知仕難有奉存候根本屢動搖御坐候は實に人民之迷惑も不容易隨而國家隆盛之目的も決不相立儀に付基礎確乎仕候事實に急務と奉存候事於弟も不今日之事御坐候政規論云々承知仕結構なる事と奉存候何卒被仰合御盡誠奉祈候コンステチューションと申候へは必竟人民集合候適當之約束を定め候事と奉存候得共我擅制之國にありては奉戴

敬慮し此人民に適切なる様に約束を相立候外いたし方有之間敷と奉存候余り高上に相成候は必不可然此人間とに似合候ものに尤是等之處は弟申までも無之は却堅固に有之間敷と奉存候進歩に隨多又可改

無之事と相考へ申候且又御辭表云々於弟は先御見合可然と奉存候決る世人兄爲録之御奉仕被成候など思ひ候ものは有之間敷實に人世と申ものも十の一二も如思は不被行ものにも兄之御心事を御推察申上候得は不堪御氣之毒奉存候得共何卒御堪忍被成候は如何又光景之相かわり候事も可有之投時御畜養之處御盡し有之度萬禱仕候先は眞之御答までに一書申上候其中御自愛第一に奉存候草々頓首

六月廿九日

尙々臺灣論如何之様子に御坐候哉何卒へ之字なりになりとも都合克おさまりかしと祈念仕居申候尙新説も御坐候は、御序御洩らし可被下候草々拜

(紅梅は山田顯義)

紅梅 老 兄御内披

松菊生

一〇八 西島青浦宛書翰 明治七年六月廿九日

頃日御手紙相と、き申候晴湖新聞實に奇なり々々新聞雜誌へ小生舊作を出し候には實に困り申候其上昨冬か早春かの作にて決る出立前など、申事は無御座候今更料理のいたし方も有之間敷何とか料理の都合々々よく相成候は、可然御頼申候兒玉少には困り入申候

(兒玉は兒玉少介)

逐々申越候事よろしく頼入候
尙又新聞御座候は、報知可被下候

(長は長美)

長氏へ御序の節可然頼入申候
先は爲其草々以上

六月廿九日

(青浦は西島青浦)

青浦 足 下内々

松 菊

一〇九 河瀬眞孝宛書翰 明治七年六月

亂筆御推覽可被下候芳山も近日歸郷之よしに付御直左右承るへくと相

(芳山は福原芳山)

木戸孝允文書卷十四 (明治七年六月)

二百九十七

樂み居申候

兵隊には薩兵之害不少候

先達御一符尙又此度芳山氏より到來之朶雲於深川落手儘に拜披仕候彌御揃御壯榮奉大賀候さては五月東京出立前一書差出し置申候定る頓に御落手と奉存候弟も昨年来留學書生論士族祿一條種々爾他主意も申立候得共一々不被行其末臺灣一條之論出來仕候に付先便差出し辭表を出し終に退職仕候兎角小生は只我從來之習俗と人智之品位と國之貧弱等を願慮いたし漸を以徐々誘勸其目的を相達しさせ度と而已相考所詮流行論とは不能相合是またいたし方無御座候御送り申候辭表寫は何卒御一覽被下候は品川彌二郎へ御送與奉願候且又先達御申上候御取下け金之事當四月外務省へ承り合せ候處已に束御手元へ差送り候との事に御座候間頓に御落手と奉存候處此度之御手紙には御請取無之様相見へ申候いか、哉と存申候

眞孝老兄

孝允

(此の書は月日を關く明治七年六月木戸孝允が河瀬眞孝に贈れるものなり)

一一〇 伊藤博文宛書翰

明治七年七月二日

亂筆御推讀可被下候内地旅行云々御斷切に相成候は重疊と奉存候

此程一書相呈候後朶雲相達拜見仕候毛利家賞典論云々相運候よし大に御配意と御察申候

臺灣論も決局に至り候歟之御示大慶此事に御座候問罪丈け相濟候と申事鳥渡合點に至り兼申候彌蕃人之長にも伏罪いたし候事に御座候哉猪鹿之狩獵同様之事には問罪と申譯にも至り問敷歟と相考申候兎に角へ之字にもく之字にもおさまり候得は重疊に御座候爾他東京之近況如何御序之節御洩し可被下候可成丈は政府も靜謐に有之かすと奉祈候事務之御損も不容易隨る人民上之迷惑不可知と存申候

朝鮮論對州人より預頼談弟元より可關涉事に亦も無御座候得とも少しもよくあれかしとの老姥心より内々貴下までは通し可申と申候處別紙差越候間御含まで内密御送り申候御一讀之上御取捨可被成候先は爲其草々頓首

七月二日

尙々辭表之處はどふぞ早々相運候様幾應にも相願申候船は今日神戸へ廻り僕も明日より歸縣いたし申候此度は久しふり之故歎京攝に亦も舊友ともより尤懇切に預り一喜一悲御想察可被下候

博文 様御内披

孝 允

(博文は伊藤博文)

一一一 杉孫七郎宛書翰

明治七年七月二日

大亂筆御推覽可被下候

此程一書相呈候後イ藤博文より書狀到來御賞典論も終に政府におゐても

異議無之に至り何卒如愚按取計らひ候様申越候付亦はどふぞ高輪邸之御都合早速御窺取被下速に御委任之御沙汰奉願候父母之國之事なりまたは幾分歎天下之爲なり御盡力被下度朝暮御左右を相待申候

一 政府之近況も御聞及之事御座候はゞ速に御洩し奉願度と存候

一 弟も彌明朝より歸縣仕候船は今日神戸まで廻り申候此度は久しふり之故歎京攝之友人ども一入懇切にいたし吳生涯之一樂を覺へ申候是は然し口腹及立墾に亦は無之方寸之事に御座候乍去天下之事なりまたは生國貧困人等之事を想像候へは不堪憂候貧困人どもの事は何と歎趣向も無之亦は相濟間敷都合により一般之事に候はゞ御散財も相願度奉存候

一 先便月給論申上候も實に政府之公布を諸省中に亦取捨候は一惡弊に御座候間不得止入御耳候次第に付左様御含置可被下候とふぞ辭表通り當來月之間には御許容奉萬願候實に政府にも御儉約なり弟も實に大安心なり御配意奉願候先は爲其草々頓首

七月二日

(聽雨は杉

孫七郎)

三百二 允

一一二 伊藤博文宛書翰 明治七年七月十七日

(杉は杉孫

七郎)

杉へも申越置候義御座候に付必同人より御相談可致候間何卒此上御

配神御願仕候

大亂筆御推覽可被下候

彌御安康引續御配神と遙察仕候

一 過日は男子御誕生之由傳承乍陰大に御歎申居候處頃日御家來より御不幸之左右を得誠に驚愕いたし申候御舉家嘸々御愁傷と實に御察申候兎角不仕合甚以御氣之毒に奉存候

一 賞典一條色々御心配と御察申候逐々得傳報安神仕候縣内も脱隊之ものども處々に千餘も散在實に今日は不堪饑餓位之ものも不少最前政府之

(諫早は諫
早作次郎)
(福原は福
原又市)
(奥天狗は
奥平正介)
(男也は佐
々木男也)
(谷は谷千
城)
(樺山は樺
山資紀)
(大隈は大
隈重信)
(山田は山
田顯義)
(三浦は三
浦梧樓)
(野村素は
野村素介)
(宮木直藏
は宮城時
亮)

詮義も甚疎漏千萬可憐ものども、澤山有之三田尻着以來數十人幾むれとなく被尋候にも説得旁相應困却いたし申候萩城之士族どもは近來心得不
宜長刀を横たへ撃劍なといたし天下之變を窺居候心底隨分可惡有様に御
座候十分にあたまを押へ有事之際不都合無之覺悟に御座候諫早福原も漸
處分相つけ諫は七十日福は三十日之禁錮と相成申候奥天狗男也なりと煽
動之害不少候
一 東京之近況如何取々之風説に而一向難信候得とも過日來谷少將樺山
大佐と歎歸朝頻に奪掠論出張政府も又どふ歎其論に相決し大隈も再勤と
申説有之如何哉と遙に案し居申候處頃日山田三浦野村素など書を得政府
も何歎不穩執掌之由承知いたし申候此上混雜候は一般人民之不幸も不
容易何卒政府中も一定に至り且々にも始末相着きかすと萬禱いたし申候
相變り候事も御座候は、御序之節御漏らし可被下候
一 宮木直藏事宮木縣參事相勤居候處先達る母之病氣に而一旦歸省いた

し申候然處其後母之病氣平癒に至り兼再度も日延之御願申出已に此度は
 辭表も不申出は不都合に可有之哉と預相談候へ共於僕何とも答様も無
 之乍去直藏事は人物も元藩小吏中には慥かなるものにて近來地方官之
 事も擔當勉強候處無餘義次第に本人も誠に遺憾に相考居候間然らは今
 一先日延之處可願出不都合有之候は、内々承り見可申と申聞け置申候別
 紙之通此度差出候由元より好可相成事にも無御座候へども自然近方之
 地方官へ被命候御都合も可有之候歟又は愛媛縣參事江木など、すり替に
 りも出來候は、可然事歟とも存申候御合までに申出置候に付尙又御考按
 も御座候は、御示可被下候其中可然御料理出來候事も御座候は、御願申
 候先は爲其如此御座候其中時下御自玉第一に奉存候草々頓首

七月十七日

孝 允

(江木は江木康直)

(博文は伊藤博文)

博文 様御内披

一一三 三浦芳介宛書翰

明治七年七月廿一日

今日御尊云々種々之行違出來萩城にも何歟疑惑を生じ候由いづれ何も御
 面上ならでは難盡三四日中に重る暫時御出萩可然歟とも奉存候先は爲其
 草々頓首

七月廿一日

木 戸

(三浦は三浦芳介)

三 浦 様

一一四 吉田右一宛書翰

明治七年七月廿二日

一昨日は御來駕被成下難有奉存候陳は三浦氏萩行如何相決候哉前原申置
 之趣に於て却る不能越方都合可然哉と奉存候承り候得は今夕より罷越候
 哉に相聞候何卒先見合候様程好御説諭被下度奉願候

(此書は月日及び署名宛名を闕く明治七年七月廿二日木戸孝允が吉田右一に贈りしものならんか)

(三浦は三浦芳介)
(前原は前原一誠)

一一五 三浦芳介宛書翰 明治七年七月廿三日

別番之通只今縣廳より申越候何事も御疎は有之間敷候得共深密に無之
は不都合千萬と存候縣廳にも何歟風聞にも承知候歟懸念候様被相察申
候いつ萩へ至るなど、縣廳までも相聞へ且又前原之都合も有之候に付
は僕承知候已上如何哉と心配いたし申候依此段内密入御耳申候草々頓
首

七月廿三日

允

(三浦は三浦芳介)

三浦 兄御内密

一一六 三浦芳介宛書翰 明治七年七月廿四日

彌御壯剛に御歸萩と大賀此事に御坐候さては春來諫早福原など之一條よ
り種々紛紜を生じ終に一應小生も歸萩何分爲前途縣内も各人色々之疑惑
より往々方向を不相誤様にと相考乍不及爲其盡微力候に付は實に心外

千萬之事も不少候得共堪忍罷居候に付は又候小風波にも御坐候は
何事も水泡に屬し候に付元より御疎は有之間敷と存候得共此邊得と御注
意被下平生之御主意と齟齬候事御坐候は、穩に條理明白御辨論可被成候
様有之度此段專要と奉存候依る乍老婆心爲念尙又申進候草々頓首

七月廿四日

孝 允

(芳介は三浦芳介)

芳介 兄御内密

一一七 吉富簡一宛書翰 明治七年七月廿五日

亂筆御推讀可被下候

此ほどは久しふりに、緩々御懇話承り本懐此事に御座候御出立之日は蒸
氣已に揚碇後に有之候よし將軍之御威光如何哉と奉存候鴻城も更に相變
り候事無之中野明日より出立之都合に御座候如御承知防長人と申ものは
あきれば候ほど疑惑も強く殊に官員などにも種々之奴多く御座候に付

木戸孝允文書卷十四 (明治七年七月)

三百七

(將軍は吉富簡一)
(中野は中野梧一)

勸業局と先收社之處と事務之限界最初に確乎と相立居不申は却る爲双
方に必不相成と愚考いたし申候節角世外も心切を盡し骨折候事も世間よ
り目し候る先收社には勸業局を引込己之利を得候などと申様之事出来候
るは實にいま々々しく隨而大に世上之疑惑も煽動候様相成候るは誠に以
不面白實に又人の口と申ものも戸は建がたき事に御座候間可成丈け精々
其防禦無之るは畢竟人民之爲にも不相成と存候間世外へも此段無腹藏申
越置候得共尙又兄よりも先き々々に不都合之出来不致双方之不爲に可
成人民之損失に不相成ため世外へも得と被申越候方可然と存申候且又縣
内之人情に實等はい細御承知之通に御座候懸念之餘此段重入御耳置申
候

(世外は井上)

野村素介一昨夜歸縣同人之噂にるは世外極密にる東京へ至り候と申居候
實否如何
東京之様子も別段承知不致候へ共支那もくづつき候よし日本之爲には早

々退兵可然之處少々例之うぬばれ出候歟之よしに而小りきみ之よし報知
有之歎息に候

馬關之寓居可然御配意御頼申候先は爲其草々頓首

七月廿五日

松 菊

(樂水は吉富)

樂 水 兄御内披

一一八 西島青浦宛書翰

明治七年七月廿六日

亂筆御推讀々々

此程御書狀相達申候彌御無異珍重々々御托申置候事無御失念御頼申候珍
説有之候は、廉書に而よろしく御申越可被下候
益裁頻に盛なるよし是も已に兎様に相成候と歟左候へは實に不面白高力
などへは忠告有之候るは如何
朱泥之鉢御取寄之よし何卒格別人に見せぬ様御秘し置可被下候他日少々

木戸孝光文書卷十四 (明治七年七月)

三百九

趣向有之申候先は爲其草々

七月廿六日

允

(青甫は西島青浦)

青甫 足 下内々用

一一九 伊藤博文宛書翰

明治七年七月

先達を佐賀縣令云々の風説承知候に付其儘申進候歟と相考申候然處先日渡邊清より近情直に承知仕候處至極勉勵貫屬取扱等もよろしき由左候へは最前之處全謬聞と存申候依此段鳥渡申上置候

(藤井勉藏は權令藤井勉三)

敦賀參事藤井勉藏は於西京致面會申候同人爲保養出京いたし居申候其容體を察し候に不起之病と實に可憐次第に御座候故に辭表を出し緩々保養いたし候様すゝめ置申候たとへ全快候とも再敦賀へ在勤などは萬々六つケ敷其上病症之故歟職務等も尤氣にかゝり候由に付醫師其外之見込に而暫官を去り十分に保養に而已取かゝり不申は至極不宜と申候事に付相

(宮木は宮城時亮)

(前原は前原一誠) (小天狗男也は佐々木男也)

(中野は中野梧一)

すゝめ申候自然別紙申上候宮木事當縣へ轉任之都合にども相成候は、可然歟と存申候尤其邊之處も六つケ敷屢歸縣延引之願書も出し不都合之譯に御座候は、同人へも辭表出し候様可申聞と奉存候間何分御示可被下候前原先日より出山屢面會いたし申候同人も悔悟候處有之候歟態々爲面會出山候など、申事一珍事に御座候小天狗男也ども少年を惑はし左候益同人押立候工合有之候様に承り及申候逐々權令其外之説も承知候處何分前原は縣令にても被仰付候方可然との説多く御座候於僕も左様相成候は、可然と存候同人も其底意有之候様相察申候尙又見込一定候上は可申進候間可然御配神可被下候同人之事は格別六つケ敷も有之間敷諸大臣も御承知之事と奉存候

中野權令 辭職いたし候決心に而歸縣後其用意をいたし容易折合兼候處どふ歟論しつけ申候過半只今之處に而折合可申と見込申候實に山口縣も相應之難縣に而御座候

(此書は月日及び署名宛名を闕く明治七年七月木戸孝允が伊藤博文に贈れるものなり)

一三〇 三條實美宛書翰 明治七年八月十一日

謹啓先以 御清雅可被爲涉奉恐賀候過日は尊書を玉わり奉敬誦候引つゝ
き不容易被爲在御配慮實に恐入候次第に御座候今日之弊世上なり官員な
り議論多端之害難免日來各議論を減却し盡其職務候方却る其功可有之と
同志之ものへは忠告仕候且又孝允身上之儀野村素介へい曲吐露仕置申候
間乍恐御聽取を玉わり宜奉願上候縣内も近來靜謐異情無御座候春來紛紜
之決局も已に着手仕候士人之日に増困迫仕候には甚當惑仕候
先は一應之御答申上度奉捧呈候時下別る 尊體御自愛爲天下蒼生奉萬禱
候恐惶頓首九拜

八月十一日

(大臣公は
三條實美)

大臣公閣下

孝

允
敬白

一二一 青木周藏宛書翰 明治七年八月十一日

尼將軍一應退陣兄は容易之御勘考歟も難圖候得共中々難戰七年間兄御失
策無之とも難申乍去どふ歟こふ歟止戰和議之目的弟近々より出萩決答を
承知いたし度と存申候いづれ最前より之行がゝりも御座候に付救助之處
は御合無之は不相成左無るは又滿城之公論も難免候必竟今日まで困却
する所は歸朝已來之異心に其證とするものは七年間冬也付るは必其間
を妨害するものあり故に東京へ進軍一戰其妨害を破るときは後結無疑云
々之意なり尼將軍へ甲冑を爲着七年之門は着色して些爲致進軍候るは如
何是にはさすが之獨逸青翁も御閉口と御察申候此戰爭は眞先に爲其如此に
に苦戦なり
御座候尙時下御自愛第一に奉存候草々頓首

八月十一日

尙々近況確かなる事御座候は、御洩し可被下候世外奉職隨分六ヶ敷可

(品川は品川彌三郎)

有之歎且又商官之差別詰度相立不申る實に世間やか間敷筆頭に烏渡難盡候品川へ近來打絶無音いたし申候何卒御序に可然御傳言御頼仕候近來青蛇之出沒在于何地候哉大流二橋之邊如何

(此の書は署名及び宛名を缺くも明治七年木戸孝尤が青木周藏に贈れるものなり)

一二二 野村素介宛書翰 明治七年八月十二日

亂筆御推覽可被下候

昨日は御機嫌よく御發途御見立にも御無沙汰仕候北堂君にも別る御樂と想像申上候直に御東行に候は、令愛君始御滿悦に可有之と奉存候何共また老人方之御持論有之一概にも難申如何被成候事歎と奉存候于時巨細御談話仕置候身上論時勢御洞觀被下早々可然御配意萬願仕候廟堂之先生方決る心中は得意之境に無之とも勢滿面得意之有様に至り候事は必難免次第と想察いたし申候然るときは誓る官途に奔走仕候事は出來不申候間速

に所分相願度奉存候もしも同船之難に至り候ときは元より政府に反對いたし兎や角と申事は毫も無之候間命之まゝ何にても微力限り盡力可仕候實に宮内に罷在

聖上日々之御動作を窺候るも相應之御用は有之申候其上は朝鮮臺灣在勤に亦も何に亦も相避不申候乍去廟堂へ坐し候と申事は決る難仕是非今日之決局は此政府にて相着け不申るは爲將來にも必不可然と相考申候廟堂之屢動搖いたし候は人民之不幸不大形況日本如今日有様に亦は別る可歎之至御坐候また多少進退有之候とも必然妙と申事は毫も有之間敷何分にも此政府を保助し動搖之弊を防禦いたし候事今日至急之良策と奉存候世上及官員中之議論多端も實に又承伏難致今日之弊を矯候には議論を減却し亦各其職務を盡し候方却る其功可有之と相考申候尤弟之身上前段之行がゝりに付所詮奉職難仕方に可有之と奉存候間心實に御高按被下速に心願通相運候様奉願候もしも勢ひ急に難被免候得は現勤被差除休息を玉わ

り候様いたし度左候は、縣外に於消日可仕今日之處に於は進退困窮仕候
得と御推察可被下候其中日數も相滿候に付頃日三四ヶ月の日延相願候に
付差向其丈けは被差免候様御配意可被下候進退は其間に於如何とも相成
申候

(條公は三條實美)

別封は條公へ御差出相願申候條公は心事も御降察玉わり居候に付前文之
次第無御腹臆御口頭に於御申上可被下候

(從三位公は毛利元徳)

從三位公へ一封は御願仕候縣内之模様御目撃之儘被仰上可被下候中野令
よりも定而申上候事と奉存候同人民政之事盡せりと云べし滿城士人之舊

(中野は中野梧一)

習等は未免皮膚氣味御座候乍去御賞典論争等に付るは至公至平之持論も有之毛利
家は主として御收め被成前日粉骨いたし候ものに薄

(田中は田中不二)
中不二
小松は小松長九
長九は長九鬼孫一
杉は杉村七
杉村は杉村七
柏村は柏村七
戸は戸七

先は御願迄相呈申候其中御自愛第一に奉存候何卒御令愛様へもよろしく
乍失敬田中小松長九鬼杉柏村戸其外同縣連へも可然御致意奉願候草々
頓首

八月十二日

松菊生

素軒 老兄御内拆

(素軒は野村素介)

一三三 伊藤博文宛書翰

明治七年八月十三日

先以御壯剛に引續き御配神奉賀候さて昨夜承り候得は頃日當世之歴々御
登用に相成候由其説眞なるときは速に臺灣一條等も及於結局追日諸省偏
頗之弊も消却し不日に大平之象を可奉仰と爲邦家爲蒼生欣躍此事御座候
付るは小生願意之邊も御降察被下御採用に至り候様伏願仕候此節野村歸
便に相願置候事も御座候處かゝる御都合に候得は不能煩念事と奉存候此
段御含置被下候先は爲其草々頓首

八月十三日

尙々先宮城之事御頼申越候處一向御様子不相分其中同人母も少々快方
之よしに付余り遷延候も不安由に於此程一應出京いたし申候是又入

(宮城は宮城時亮)

木戸孝元文書卷十四 (明治七年八月)

三百十七

御耳置申候以上

博文 様御直披

孝 允

一二四 木梨信一宛書翰

明治七年八月十五日

亂筆高恕

乍失敬別符御歸まで
御とつけ奉願候

先以御清適奉賀候過日來大に蒙御高意奉謝候今夕四時頃着仕候實に炎熱には困却仕候過日は一時之僥倖に四目と申事にまで至り甚恐縮仕候決る四目とは已後思も寄らす候間御降慮奉願候再歸之上何卒御引立相願申候于時に中野へ之手昏阿部平に相頼置申候中野も千里往來之末炎熱中又々出萩も氣の毒千萬に付弟歸山候も不苦此邊無遠慮様程克中野へ御斷り可被遣候中野歸山之上は何分之模様乍御手数數早速御示可被遣候○御願申置候十二ヶ月を御投與相願候澤山御所持に御座候は、二組位有之候也

(中野は中野格一)
(阿部平は阿部平左衛門)

(正木は正木基介)

(吉田は吉田右一)

(藤田は藤田與次右衛門)

(馬木は馬來勝平)

も不苦候○正木吉田へも可然御傳言奉願候

藤田馬木始先生を失し茫然たる有様歎と想像仕候大人公も其中之一人なり此段御傳言御願申候○東京新聞相かわり候事御座候は、御聞せ可被遣候先は爲其草々頓首

八月十五日六字

御令聞様へどふぞよろしく奉願候拜

梨花 老兄御内密

允

一二五 寺内暢三宛書翰

明治七年八月十九日

亂筆高恕

朶雲拜見仕候先以御清適奉賀候過日は態々御光來被成遣候處多客取紛失敬仕候御容赦相願候さては不存寄見事之鮮鱗御惠投御高意奉謝候いづれ參上御禮可申上候得とも一應之御答旁如此に御座候草々頓首

八月十九日

尙々乍毫末御滿堂様にもよろしく御禮奉願候御病人様は逐日御快方と奉存候炎熱中別々御保護肝要に奉存候拜

(寺内は寺内三)

寺内 老臺

木 戸御答

一二六 青木周藏宛書翰

明治七年八月十九日

大亂筆高許

彌御清安と奉存候例之一條誠に艱難に候處漸細君なり尼將軍なりたゞきつけ候都合乍去一途に老兄へ依頼仕候事に無二念思詰七年間之長留守もいたし今日此事に至り候に付は實に十方に暮れ當惑流涕無限仕合と其愁傷難譬次第に御座候此間に立ち候は思の外之難澁に生來之一大困苦に御座候終につゝまる處離縁に相成候とも一つには青木家相續家事萬端如今迄是非世話を相頼み候云々二には萬一退身と申事に於は實に困却

(三浦は三浦芳介)

之由に御座候へ共然るときは厚く約束に於もいたし置青木家之處引續き世話御頼み申候云々右二條之處御高按之邊十分御申越可被下候筆頭にも難盡候間い細三浦へも申置候に付御聴取可被下候第一世帶邊之事も逐々御相談有之候處何も老兄歸朝までは相待候様御申越之由に付百事半途千萬に於其邊之處は實に難澁に被見受申候
東京之近況如何一向田舎に於は様子相分り不申候萩へも逐々着手漸く方
向も相定り可申歟と存申候先は爲其草々頓首

八月十九日

允

(青は青木周藏)

青 兄内密

一二七 青木周藏宛書翰

明治七年八月廿一日

亂筆御推讀可被下候

明日明後日之返答一決に於一應暫時是非御歸り被成從來之始末後來之

木戸孝元文書卷十四 (明治七年八月)

三百二十一

目的共御一定致し被置候事第一也

(中野は中野梧一)
(寺島は寺島宗則)

昨日御手紙相達東京之近況稍相分り申候中野歸縣候は、又近況も可相分と存申候どふ歟海外行御内意も有之候由浦山敷次第何卒弟も今一二年是非罷越見度御舍を以寺島へ御談被下候は如何さて舊温一條も漸九分之九厘まで片付申候明日明後日までは返答可有之と相考へ申候定而兄青木家御相續御舊温縁の無之譯を以不縁と相成候都合に至るべく然る上は兄も多年御あたゝめ御舊恩も有之候事に付三四百兩も持參金なりとも御與へ他は再縁組可然左候は、兄之御心配も十分と云べし北堂其外子供はいづれにしても御厄害之事は御承知之前と存申候今日始一見いたし申候御舊温之妹と歟に於十四歳なり是は決る馬鹿には無之様被見受申候細御承知に可有之今一妹は十五歳と歟青蛇に於はいづれもとても當時は六つヶ敷と相考へ候へ共自然思召有之候は、此二妹を今より御引立有之候は如何乍去是は毛ほども御すゝめは不致候御適意次第只々いつまで

もめて度事を望み候次第に御座候兄も御適意向にも死るまで真に適意に而青蛇を拜戴いたし候ものに無之は不相成候實に花よめ子を御迎歟と想像候へはこわき心地もいたしにくきこゝちもいたしまたうらやしくも被思申候明日明後日之返答有之次第御注進可致候弟も此度之一條は意外之苦戦僕之みゝすを頂戴いたし候もの、御心配位は御報ひ無之は相濟間敷と存申候兄以爲如何
先は爲其草々頓首

八月廿一日大風雨

松 菊

青 蛇 翁御内密

(青蛇は青木周藏)

一二八 片山喜八宛書翰

明治七年八月廿三日

彌御無事珍重々々熊二郎も至極堅固此段御満家へも御傳意可被下候先達而岡邸へ相頼候寫物今以出来不致例之山口流儀に長引候には困り申候何

(熊二郎は片山熊二郎)
(岡村は岡村又太郎)

木戸孝允文書卷十四 (明治七年八月)

三百二十三

卒御催促被下幸便に早々御送り被下度寫報は歸山之上十分に可致候先は御頼まで草々

八月廿三日

(阿部平は阿部平左衛門)

阿部平之内のビール残し置申候陸運候を御送り被下候へは仕合申候こわれ候は困り申候に付御遣人にももしぶき方可然御氣付可被下候以上

(片山は片山喜八)

片山御主人内々

孝 允

一二九 伊藤博文宛書翰

明治七年八月廿四日

大亂筆御推讀可被下候

(中野は中野梧一)
(大久保は大久保利通)

先以御壯剛大賀此事に御座候此程中野歸便朶雲御投與忙手拜見仕候尙同人よりも大様御承知いたし申候引つゝき御配意之次第と實に御察申候大久保卿も頓に發向之由何卒平穩之決末に至れかしと希望仕候天津北京大

舉して一衝撃之方略も已に御一定之由此一舉に支那之葛藤決末に至り候へは是なり非なり其まで之目的相立候事に御座候へ共萬一此一舉に不至決末其とて據有も難出來再舉と歎三舉と歎四舉と歎申事に至り候は終に本邦之有様は如何可至哉と杞憂仕候尤如支那は意表之處致も不少條理を以測量も難出來自然償金或は臺灣屬地等之事に至り候も難圖然るときは目前之平穩は重疊に御座候へ共猪家尾大之惡弊實に爲將來不堪歎息已に今日之弊は尤在于茲候歟と奉存候其際之御料理專要に奉存候愚案には勝てももらひ候も目的無此上に臺灣之開墾ども相詰り候は爲内地には實以不面白舉と憾慨仕候
萩城之形勢は至極無事可憐事情も不少候僕一身にとり候も舊知縁者之爲に散財せしこと數百金世間之事情は少しも不相分饑餓日に迫り候ものも不少數百年之慣習一時に一變候事に付候は御沙汰而已に難被行氣味も御座候心切に總て着手無之は不相濟と考候事も不少去とて我儘

をいたし了簡違ひのものは嚴敷あたまを押へ不申は夫者等之爲不宜出
萩以來も存分に意見吐露いたし見候處一向半言之異論も不承近頃脱刀も
日を逐ひ相増候様見受け申候脱するも帶ふるも如此輕々歎息之至なり萩
老将連より一大會に被誘申候田舎之盛會なり當日頑將山縣彌八之小まげ
を斷落し申候當人等は尤清潔之一男子に御座候へ共萩城に居候は自然
何も不相分候不日地方之會議も御開場に至り候由何卒乍此今少し地方の
力をつけ候様總於政府御高按有之度少々東京開化候とも此儘に於は全
國ちん虚と相成申候歎と懸念仕候

(宮木は宮
城時亮)

(前原は前
原一誠)

(彦太郎は
前原一誠)

宮木參事之事は一向其後様子相分り不申其中少々母も快く候間過日出立
いたし申候定相窺候事と存申候
前原も出京は度々促し見候處當時爲家内出京は難致情實有之候當人之申
處に於は左も可有之歎と相考へ申候同人父尤頑強に母などは爲其時々
發病漸彦太郎之其間に在るありて且々治りしと申位之よし御座候

承知仕候元より別に愚按も無之無益之事には御座候へ其自然御序も御
座候は、大久保北京着後之模様一筆御洩らし可被下候御願仕候僕身上は
何卒此節限り放逐相願度種々願慮仕見候も別策無之偏に御配意奉願候
左候は、早々小住居に何れへ歎趣向相設け可申と存申候身上其外中野へ
も傳言仕置候間御聽取可被下候先は爲其如此に御座候其中時下別御自
玉第一に奉存候草々頓首

八月廿四日晚

博文 様御内密

(博文は伊
藤博文)

一三〇 木梨信一宛書翰

明治七年八月廿五日

亂筆高恕乍御手数數御一答奉願候

- 一 昨日相呈候拙書御一覽被下候事と奉存候引つゝき御配慮奉察候
- 一 過日桂太郎母大病に付電報御願申候處爾後一向様子不相分命旦夕に

木戸孝允文書卷十四 (明治七年八月)

相迫り居申候電信局へ萬一何と歎申參りは不仕哉過日之電報は儘に相達候哉御尋奉願候

(中野は中野梧一)

一 貞永幽之助へ之二百圓は相とゝのひ申候哉御手数之至りと奉存候

一 別番中野へ御直に御渡し奉願候萬一出仕候は、儘に御届け乍御面倒奉願候急々奉願候

一 勸業局云々御含までに申上置候次第に付中野始之主意も御了知被爲在候は、御示教奉願候

一 何卒御出萩奉待候

一 正木吉田へも御序に可然御致意奉願候先は爲其申上候草々頓首

(正木は正木基介)
(吉田は吉田右一)

八月廿五日

尙々山縣彌八之まげを先日斷切仕候帶刀家も日に減し候光景御注進申上候御一笑々々以上

(梨花は木梨信一)

梨花 老兄御内密

允

一三一 藤井政太郎宛書翰

明治七年八月廿六日

廿二日之書狀昨日相とゞき申候大暑に候所彌御無事珍重々々爰元一統少しも相かわり候事無御座御安心可被下候

(彦太郎は來原彦太郎)

一 彦太郎無事に歸朝候よし大に安心いたし申候不日面會可致と相樂み申候

(正木は正木退藏)

一 正木も番丁へ滞留之よし承知候

(平岡は平岡通義)

一 染井堀田屋敷可然御見はからひ之上御取計らひ可被下候瓦屋には無之候間直段も平岡及庄八等之考を御聞合せよろしき處に所致可被下候

一 染井土藏云々承知いたし候丈夫に安直に御座候へは誰に亦もよろしく候間御心配可被下候

一 牛一條には小屋をこしらへ道具をとゝのへ大分之損失と存申候由良

(八十衛は
藤井八十
衛)

も随分引當てに相成不申候此處は開墾候も桑茶之類種付候もはいかゝなるもの哉と相考へ申候八十衛などゝも御談じ可被下候もし農人入用に候へは召連れ歸り候もよろしく御座候に付得と御按じ可被下候

一 板塀如御考徐々と御取かゝり可被下候何事も急き候と余計之入費相かゝり是迄自分之癖に免角急き過候へ共此度留守之事に付精々徐々と相頼み申候

一 染井之製茶も出来上り候よし彼是御心配と存申候昨年よりは一倍之
余も有之候よし終に□着が第一等□□□存申候

(□は原文
缺)

(政太郎は
藤井政太
郎)

政太 郎殿御内々

允

(此の書は月日を缺く明治七年八月廿
六日藤井政太郎に贈れるものなり)

一三二 青木周藏宛書翰

明治七年九月一日

先日より御一報可致と相考屢及催促候得共九分九厘と申處に至り凝滞候に付弟ダイレクトルに能々及説諭早々決答無之は不相成と申處へ寄を付一兩日も相待候處何分延引がちにゐはか々々敷参り兼候故又々屢及催促漸親類参り候處いつも半途千萬之事に決末に至りかね其中獨逸行之御様子も承知候間其譯も申聞け矢の催促いたし候得どもどふも決末と申處に至り不申候に付不得止弟もこらへ袋の緒かきれるとやらの譬に逐々種々に手を盡し候も判然不致其上在萩中に候得は容易に應接も出来候得共また弟も萩を離れ候ときは六つヶ敷其上兄には獨逸へ御出と申事に至り候ときは甚困難なり依る弟昨日も出かけ候もダイレクトルに十一分に相論じ最早拙者中間に立候事は御断り申と申きり候處尼將軍も舊温も泣やら吼ゆるやら御座もたまらぬと申有様其上懇意先き之ものは皆逃け親類等は實に大馬鹿不心切に一向相手に相成不申幾度も々々愚痴を繰返し泣れたり吼られたりいたし誠に如此難戦苦戦は無御座候弟も生外

之大困迫此節兩三日意外に無沙汰之情實も内々聞合せ見候處舊温一日駈
け出し行衛不相分と歎申事にも騒き立候よし夜中親類と歎へ参り居候と
歎旁之事にも評判も高く相成弟も威力にも押へ付け候と申譯にも参り兼
利害得失を以逐々説得候事に御座候右之都合に付昨今之勢にもは一兩日
中に確答いたし候歎難相分依る弟は御一新前は本人と家之子と不縁之節
も本人退身と申事出来かたく候故家之子を他へかたづけ候類不少然處今
日は別に道も相開け候上は本人退身いたし候事出来申候故周藏之心底は
家之子を不縁候に不忍と申心事よりかく申出し候事に付同人之所致にお
ゐては誠に至當と相考へ申候然るに青木家之爲を他より相考候ときは是
非周藏を養子家續となし舊温はいつれへにても持參も有之候上はめて度
再縁も出来可申存申候處其事も容易に合點に入不申節は退身之外いたし
方無之付るは兩條之内いづれへ歎迅速直に御答有之度事なり拙者は中間
に立候事は丸々御斷と申處其にも當惑之よしにも是非々々關係いたし

吳と申事に御座候へ共右之都合に付少しは荒く申置歸り申候此上は余り
甘言にもは不宜候故退身已上は青木家之ものにあらず候間青木相續候譯
とは元より相違候邊も十分に申聞け置候間其御合に無之るは不相成候自
然不日獨逸行之御都合に候へは船木之御兩親へ御面會之爲にも兩三日
之滞留にも鳥渡御歸縣有之度左候へは都而あと々々之事も御相談申置筆
頭に難盡情實も有之申候兎も角もかゝる次第に至り候上はたとへ一年か
ゝり候とも二年かゝり候とも片付候外いたし方無之どふぞ鳥渡御歸縣之
處吳々も希望いたし申候左候へは後來之都合も至極と相考へ申候御縁合
を奉祈候

東京之近況一向不相分新聞御座候は、御示し可被下候

九月一日曉

松 菊

青 蛇 老 兄御内密

(青蛇は青
木周藏)

一三三 青木周藏宛書翰 明治七年九月二日

(烏田は烏田良岱)

(謙藏は青木研藏)
(能美は能美遠)

此書狀相認候後手段に盡き候故僕烏田へ参り老人へ面會之節と利害得失相論し同人も丸々不關係逃け居候處漸合點いたし同意いたしさすが大山老人丈け能く意味も相分り申候昨冬と歎謙藏大人之所持金預け有之候を他へ預け替之云々に付烏田能美等へもい細被申越候由右等之事よりして兄之不縁騒きは全歸朝後之事に始より退身と申事に御座候へば昨冬如此事を可申越道理も無之歸朝後之出來心に其には實に周藏も讀書はいたし候とも元來所行におゐては不義千萬と申議論も内々横行いたし居候由旁之事に尼將軍其外等も益半心之氣味ともは無之歎と今更相考へ候事も御座候總之其等之愚説は一々及論破申候間大概氷解烏田も大に任し申候間此上は是非早々相分り候歎と存申候
淺間は御存之貧人此度借金返辨之事文部省より申來縣廳より被及催促大當惑困迫いたし居候に付承り合候處如別紙申候同人之心得違にも候歎兎

(能美隆庵は能美遠)

に角困迫候事に付何歎良手段どもは無御座哉御配意是祈候
能美隆庵饑餓困迫之勢僕は格別知己と申に亦も無之候得ども舊來無像とも難申付亦は少々なりとも助力捨頼母子なりとも工夫いたし遣わし度付亦は兄には何卒一方は御持被下度是も人世之一務いたし方無御座候左様御承知可被下候

(大隈は大隈重信)

臺灣一條切迫と歎煩念いたし申候抑於政府此事之最初對大隈云内外之利害を考ふるときは今日日本之形勢におゐて猥に外へ向ひ容易に着手不相成其上一般之教育等之事は不似急して爲進歩には大至急之事も御座候所纔數十萬之金も孝九如申立不被行然るに外征に付金は如何して出る哉と申候處于爰五十萬圓ありと申事に付僕云元來此事と申ものは其末決は不相分譬へは幾萬圓之博奕に亦も五十兩有之候へははうたれ候もの哉と論詰候處此余之入費相かゝるときは西郷以死受合と申候依亦僕云くかゝる事を以死受合と申ものは野蠻なり聞も亦野蠻なり西郷命數百ありとも僕

(西郷は西郷從道)

は人民に謝する不能と机をたゞき申張り候廟堂諸君之皆知るところ今日未五十萬に不到ときは實に物價之安直なるか又は西郷之命高直なりし歟大隈は熊か犬か之皮に亦もかむり候歟只々可憐ものは貧弱三千萬之養生なり種々苦慮候亦も一二人之貧民も今日救助之好手段無之浩歎々々近況御報知可被下候別紙にも申進候通是非々々兩三日に亦も御歸省御待申候草々頓首

九月二日

孝 允

(此の書は宛名を缺くも明治七年木戸孝允が青木周藏に贈れるものなり)

一三四 正木基介宛書翰 明治七年九月二日

亂筆高恕進其外よろしく御願仕候

(吉田は吉田右一)

彌御清適奉賀候別紙到來仕候に付御送り申候于時昨夕承り候へは會議所中之もの東京行いたし候と歟此事は暫見合せ候方可然と存候間吉田へも

(中野は中野梧一)

(諫早は諫早作次郎)

(福原は福原又市)

相談し置候歟と相考へ申候此度中野令之見込に亦も有之候歟僕は一圓不存候處春來種々苦慮候も互に圭角を除き一混和之基を可開と存候所詮如此事此事もし眞ならはに亦は弟等之愚意には爲任不申諫早福原之事に付候亦も随分不服之論も不少候得共理否は兎も角も一鎮定之臨機を以助力申候處始終縣廳之所致片落様に相響き候氣味不少條理を以被押候亦も弟に亦は申譯已に昨夕も尋此上は出來不申候遺憾千萬に御坐候草々頓首

九月二日

(前原は前原一誠)

尙々中野令出萩之節前原と相談に亦も有之候事歟と相考へ申候左候へは其節一言に亦も承り候へは忠告いたし度と誠に心外千萬に御坐候以上

基助 老兄御直披

孝 允

(基介は正木基介)

一三五 青木周藏宛書翰 明治七年九月三日

木戸孝允文書卷十四 (明治七年九月)

三百三十七

大亂筆御推讀可被下候

三浦梧樓近來起居如何弟之真志已なり御序に無事之段御通じ可被下候

中野令へ之云々御一讀被下候山田野村へ口頭にも御直話可被下候

(中野は中野梧一)
(山田は山田顯義)
(野村は野村素介)
(烏田は烏田良尙)

昨日一書得貴意候る其後之形情如何と相待候折柄今朝烏田老人來訪に付敵情相探り見候處尼將軍舊溫物共六つヶ敷よし承知いたし此程烏田尼將軍を招き十分説得候得共舊溫物之持論も有之不任心底など、合點も入兼候由に烏田も甚歎息なり定る親類より御答可仕と申候中長沼三戸之兩親類來訪終に熟談不相調に付兄之御望通り御退身を承諾可致との事に親類も不任心底との事に御座候間致承知に申答候付るは左様御了簡可被下候尼將軍も舊溫物も尙親類ども、實に牙齒にかゝり不申此上は却る御手切之都合可然と於弟も相考へ申候實に青木も馬鹿之事と皆舉る申居候然る處兄之青木家に養子に被參候行がかりと申ものも情實も有之候次第に付於于此青木家へ三百圓も被贈候は、事之始末も上々歟と相考申候左候て謙藏老人之遺娘丈けは兄世話遣わし度と御發言有之度任其意候は、何卒御世話被成候る相應良人を御撰らび有之候得は申分無之と愚考いた

(青木は青木周藏)

(謙藏は青木研藏)

し候尤其も尼將軍舊溫物承諾不致候は、いたし方無之に付遺娘之且々一身之落着いたし候までは小遣なりとも御遣わしに相成候へば於弟も遺憾無御座候然して兄御異存も無之候は、兄は弟之はごくみに木戸氏之内輪に御決着候は如何乍去是は失敬之事故決り少しも御すゝめはいたし不申候何も御高按次第に可然尤歐洲行に付候は是非一度馬關までにも往來十二三日を費し御歸り有之候得は本懐無此上と相考へ申候左候は、御相談もいたし度候御願按被下候る迅速御歸り否之邊も一答只管希望仕候

臺灣一條より支那との戦争は百萬遺憾至極是に五六十年歟二三十年歟日本之進歩を妨害いたし申候イ藤も經濟歟なり山縣も最發不同意様之事を申居り候付るは臺灣一決着之節に退軍を極論不致は實に遺憾なり残念なりくやくしてたまり不申候於于爰は弟も世に望みは最早無之候數十年之事も至于此候る皆屬水泡候心事御惘察可被下候

(山縣は山縣有朋)

(山田は山田顯義)

八月十二日認山田之書狀今日相達申候御序之せつ山田へも無事之趣御傳意可被下候

先は爲其如此に御座候何卒此書狀相達候御歸省之處と青木之一條と御則答相願候可相成は是非々々十二三日御繰合を以暫時御歸り之程祈願いたし申候草々頓首

九月三日夜半

萩城之事も一まろめに可致と不一形苦心盡力いたし居候處弟前途之方略有之萩城騎兵共あたを置一混和之基を可相開と存候處中野縣令騎兵共を東京へ連行申候此事機嫌取にも相當り且は青木之紛紜に付弟勉一方之あたを無理におさへいたし候處其事も水泡に屬し弟も誠に心中不安中野も一言は弟へ洩らし不申は不相成行がりに御座候處肝心之處前原と相談候取計らひ候事歟弟之防居候事を竊に相計らひ候次第遺恨至極中野にうられ候様之ものに御座候

(福原は福原又市)
(諫早は諫早作次郎)

騎兵と申候ものは會議所詰と申當春來兎角團結して調練がいたし度の擊劍がいたし度のと勢を以少々縣廳へ迫り候風も有之候ものに御座候此ものどもは弟出萩以來未顔出しも不致福原諫早等之暴にして正直論とは違申候弟も於此事は面目無之最早山口縣下之事へも寸步關係するに意なし此事は何卒野村素介山田顯義へ御晰し被下中野へ一言愚意必奉願候先は爲其草々以上

(青蛇は青木周藏)

青蛇 兄極密御獨見

松菊生

一三六 柏村信宛書翰

明治七年九月四日

爾後彌御清適奉賀候先以

亂筆高祖本文之趣御含までに申上候間御一覽後御投火是願候

(從三位公は毛利元徳)
(中野は中野梧一)
(諫早は諫早作次郎)
(福原は福原又市)

從三位公奉始上々様御機嫌克被爲涉御互に奉恐悅候且先頃は御與様御安産被爲遊候由拜承仕重疊之御儀に奉存候縣内も都合靜謐逐々中野令どもよりも御承知と奉存候春來之紛紜も終に諫早福原等禁錮被仰

付一應事済に至り申候兩人どもの處も於心事は可憐事なり別に罪とても無御座少しは言葉質ちを取り候と申様之氣味御座候心外に相考に候得共不得止行がゝりに至此所分申候愚考に必竟一混和之處を目的に仕居候處此度會議所連東京行是は弟一向承知不仕候縣廳之所致自然片落候様に相響き其苦情を引受け於弟も申譯無之様之情實不少已後は縣下之事はこり々々仕候諫早福原之論は暴にして正直に御座候へ共會議所連どもは兎角世上之迂なるより歎先鋒隊風之氣味不少自然

從三位公へ拜謁に亦もいたし候は、屹度方向を不誤様御教示被爲在度奉存候先は右申上度如此に御座候其中時下別御自玉肝要に奉存候尙御序を以

從三位公奉始上々様へ可然被仰上可被遣候草々頓首

八月四日

尙々去月廿日は意外之大風縣内之破損も言語道斷御手洗已西尤甚敷小

(八月は九月の誤也)

倉縣長崎縣之事は逐々承知仕候處近來稀なる事に御座候拜

(此の書は署名及び宛名を關く明治七年九月四日木戸孝尤が柏村信に贈れるものなり)

一三七 吉田右一宛書翰

明治七年九月五日

亂筆高恕

爾後彌御清適御奉職大賀此事に御座候過日來逐々轉來之書狀御投與御手数と奉存候尙別符も千萬乍御面倒早々相届候様御願申度此頃馬關歎浪華歎得と相分り不申候さて又東京より之書狀も逐々到來候處天下之形勢も甚不穩自然不幸にして支那と兵端相開候は、數百年之進步を妨げ且此貧弱人民損害を蒙り候事不容易浩歎之至に御座候弟も不日深川之方へ轉移可致と存申候恰も水草をおふひしもの、如し于時勸業局一條等も如御承知段々諸氏之預談話縣内一般之人民に關係いたし候事に付少々心も動きどふ歎して此人民之利益を起し候事に候得ば愉快なる事と相考候得共尙

(中野は中野梧一)

又得と願思いたし見候ときは一大事件なり微力之目的も無御座候間何も承わらぬ已前に復し御断り申度此段程克中野令へも御配意奉願候先は爲其相呈候草々頓首

九月五日

(木梨は木梨信一)

尙々別番も御家來よりにては御とゞけ奉願候金一條も木梨之意に隨ひ煩配意申候實は諸兄へ御面倒をかけ候よりは先收社へなりとも可申越歟と相考居候事に御座候不都合之事は何も無御遠慮御示奉願候實に木梨も病體に氣の毒千萬荷任に過候は忽不可然歟と懸念仕候以上

(吉田は吉田右一)

吉田 老兄御直拆

木戸

一三八 片山治右衛門宛書翰

明治七年九月五日

(熊二は片山熊二郎)

去月廿日之不幸は御主人には却御一幸歟と想察いたし申候御一家御無事珍重々々熊二も無異近日より一同深川へ轉移可致と存申候

(片山は片山治右衛門)

恰水草をおふものゝ如し御一笑々々于時岡村へ相頼置候もの大遷延には困り申候何卒草稿丈けに亦も早々送り吳候様御傳言可被下候最早別に寫書に不及候先は御頼まで草々頓首

九月五日

松 菊

片山 御主人内々

一三九 吉田右一宛書翰

明治七年九月六日

(中野は中野梧一)

朶雲拜見中野より之電報も一閱仕候何卒平穩に成就候得は人民之幸福無此上仰望此事に御座候弟も近日より深溪の向け出發可仕と相考へ申候兼御噂も御座候通何卒其節は御出浮只管御待申候木梨氏も頃日出萩御座候所實に同氏も尋常外之弱體重事を荷擔候事は無理なる次第と乍傍觀も氣遣わ敷且氣之毒に存申候于時此後東京之電報其他近況相分り候は、御示し相願候自然深溪御出發に相成節は木梨氏へに亦も御託し置可被下候

(木梨は木梨信一)

其中参り候分隠語は鳥渡御譯し相願今日之位に候へばはんじられ申候
先は御答旁如此に御座候草々頓首

九月六日

尙々別番乍御手数數御序に尙又相願申候以上

吉富之分毎々恐入奉り候へ共慥かに御願仕候

右一老兄御内披

孝允

吉富は吉
富簡一
右一は吉
田右一

一四〇 木梨信一宛書翰 明治七年九月六日

大亂筆御推讀奉祈候

此程は折角御出萩被成候處緩々御高話も不相窺残念に奉存候爾後御胸痛
如何被成候哉御按じ申上候乍失敬老兄而已ならず弱質之ものは却る病を
怠り自養之工夫も不行届弊不少候一蹉躓御座候ときは其損害不可復別
御願慮御注意一大肝要と奉存候于時前原一條は兼る申上候通假初にも縣

前原は前
原一誠

三條は三
條實美

廳へ申参り居候など、申事は弟之口より難申次第なりまた東京之主意も
當人之主意了承納得之上達し候方可然との主意に付抑當人之不納得を乍
辨相達候は東京之主意に亦も無御座候旁願慮仕候る只三條公より内々承
り候邊も有之候位に亦談しかゝり推る當人之主意承り申候左候へは丸々
虚言と申譯に亦も無之且は先日承りし丈けに亦も些此度之事御座候るは
不足に付十分に此度は相たゝき申候然處先日同様之事に亦遠方へは難出
且東京へは誓る御断仕度何卒近方之地方官を是非弟に周旋いたし吳候様
にとの事に御座候少々其には望みも御座候此事真ならば随分周旋可致と申置候是はど
ふも本色と被相察申候御病苦中色々申上候は心外に御座候へ共弟は縣内
に關係は断然御断り仕度却る其方が縣之爲にも相成可申と存候乍去前原
之事もかく被申懸候上は参りかゝりに付是丈けは周旋も可仕候へ共心事
御推察被成下中野令へも程克御取成心願通奉願候此段百願仕置候先は爲
其鳥渡御報知申上且御願をも申上置候草々頓首

九月六日夜

尙々前原へは今夕於彼宅十分相論じ申候○御内輪様にもよろしく奉願候正木氏へも可然奉願候以上

梨花 老兄内密御直披

松 菊

(梨花は木梨信一)

一四一 大津唯雪宛書翰

明治七年九月十一日

彌御壯榮奉大賀候弟も先日來歸萩兒玉采女等とも相會し申候老臺にも定此節は御歸郷と奉存候弟も一兩日中に立采女同道是非澤江御宅へ罷出候都合に相約し置申候何卒其節は緩々拜話可奉得と奉存候尤御同行に直様深川は如何に御座候哉左候得は弟も直様采女一同深川へ罷出可申候此度は深川通り出關仕候心得に御座候先は一應相窺置度勿々頓首拜

九月十一

木 圭

(松屋は大津唯雪)

松屋 雅兄御直拆

一四二 山田顯義宛書翰

明治七年九月十二日

亂筆御推覽被下候御火中奉願候

(氏家は氏家彦十郎)
(大久保は大久保利通)

先以御清榮奉賀候氏家へ御託之朶雲延着仕候六七日前落掌拜見仕候頃日向府下之近情は相分り不申候得共大久保之左右に和戦相決候と歟只管平穩を祈念仕居申候自然も及一戦候上は日本之進歩を妨害候事實に不容易歎息此事に御坐候臺灣第一着は不得止之勢に成行候事無是非候得共野蕃ども一旦閉口之上は速に退軍之處を極論抗言不致また支那と決戦までに諸參議同意は如何にも遺憾千萬兼不同意を承知いたし居候事も一向不相分候日本之不幸無此上と愁傷仕候

(青木は青木周藏)

萩城之様子も一向不面白最早何事にも關係仕候事おもひきり申候い細過日青木まで序を以申越置候付御承知と奉存候會議所詰と申もの、方へ始終縣廳之片落到相成候様差響工合尤よろしからず弟之盡力も皆屬水瀝申

(河北は河
北俊弼)
(勝間田は
勝間田稔)

候い細不近日河北上京可仕候に付御承知可被下候勝間田と申もの縣令を
籠絡はいたし不申哉と存申候先は爲其草々頓首

九月十二日

(大津は大
津唯雪)

尙々昨夜豊原へ一泊大津翁と相會し申候久しふりにやはのぼつてをけ
を聞申候以上

(紅梅は山
田顯義)

紅梅 老兄内密御獨披

城北生

一四三 木梨信一宛書翰

明治七年九月十二日

(前原は前
原一誠)

一昨日日出立掛御手帑到來仕候に付直に裏書に御答申上置候其一兩日前
前原一條委敷申上置候に付其書狀相達御一覽被下候へはい細相分り候事
と奉存候御手帑之上少々半途に御座候間如何被思召居候事哉と案じ申候
○逐々御聞及も可有之青木周藏一條實に難題漸先日之返答に周藏退身と
申事に相決申候青木之後家も親類ども馬鹿之極に只不縁にいたし周

(來原妹は
來原ハル
子)

藏に青木家を相續爲致候へは青木家之爲めも第一婦人小供も安心と相考
候所右之次第に付可憐とは存候へ共いたし方無之故周藏其段申越候處
又どふ歎後悔之様子も有之候由に來原之妹の内々申候事も御座候實に
女や馬鹿親類を相手にいたし候事は難澁中之一難澁なり依り別番丈け周
藏へ傳信を以申越し置度度々御手數之儀千萬奉恐入候得共何卒御家來よ
りにあもよろしく御扱わせ被遣候様奉願候料價は歸山之上御算用可仕候
先は御願まで草々頓首

九月十二日

尙々前原一條は同人心願之處政府之人までい細可申越と存居申候付あ
は却る於爰元は例之一條も其儘に被成置候方可然歎と奉存候○東京之
近況御承知に相成候は、御洩らし可被遣候奉願候○周藏一條は實に御
手數事にあ恐縮仕候へ共本文之次第に付弟も不得止事に御座候間何卒
速に相達候様奉願候以上

(梨花は木
梨信一)

梨花老兄御内拆

松菊生

一四四 野村素介宛書翰

明治七年九月十三日

(杯蛇は野
村素介)
(勝間田は
勝間田稔)

弟も夢にも不知(前文缺)こと有之一方よりは種々やケ間敷尋來其度々々説得も出
來兼申候最早如此世話は御斷り申候萩人は兎角先鋒隊習氣を難脱可憐事
に御座候

○杯蛇兄には身上一條御配意被成下候由奉萬謝候どふぞ何も無關係にし
て且々京攝へ被住候丈けに御盡力奉願候麻縣地に長留も隨分□罪位には
相當り申候

(笠墩は杉
孫七郎)

○臺灣一條笠墩兄之御示に大略承知仕候何分田舎は近況得と不相分種
々無量之風説何卒速に平穩に至れかしと祈念仕候

○宮内御手元金及人民どもより炎上に付

皇居御再築之爲差上げ候金を臺灣入費に可差出云々實に歎息至極なりた

(イ藤は伊
藤博文)
(山縣は山
縣有朋)
(大久保は
大久保利
通)

とへイ藤一時周旋候其事先見合に相成候とも已に今日如此形情に
爲前途懸念至極に御座候初發臺灣へ及一發候次第元より失策と相考へ候
得ども是又勢いたし方無之乍去臺灣野蕃一旦閉口いたし候上は是非々々
迅速退軍無之は不相濟事と存申候於于此はイ藤山縣なども是非極論抗
議いたし候事と而已相考へ申候其譯はイ藤も長崎へ大久保罷越候節兵士
押出航候に付るは海賊と見認め可然云々位之議論もいたし居山縣は屢
大不同意論を弟之目前に相論し候事も有之申候然るに第二之好機を失
し却る支那との戰爭論に組し候事一向合點に落不申候彌開此端候は、日
本之進歩數百年之妨障をなし候は當然之事に
皇國之不幸無此上終には士族之祿も盡く逐ひ上げ不申るは不相濟勢にも
至り可申此上内地之事を顧慮せざるときは更に前途之目的と申ものは少
しも無御座候今日にてすら東京と田舎之情は其懸隔同日之論には無御座
候宮内之金及

皇居御再築金之取上げ暫時見合被相成候とも實(以下缺)

(此の書は前後共に缺くるも明治七年九月十三日(日)か木戸孝九が野村素介に贈れるものなり)

一四五 服部一三宛書翰 明治七年九月十五日

亂筆御推讀被下他へ此書狀御示は必々御無用に存申候

爾後彌御壯剛に御勉強と大賀此事に御座候さて先達は朶雲御投與忝致披見候逐々御承知も可有之本邦も昨冬來屢混雜不穩次第に御座候必竟人民之迷惑も不容易事に御座候本邦之人氣と申ものは兎角あたまがち過何事も輕勿之弊を不免今日之混雜も根元はこれより生し候事と相考へ申候御書中にも御座候通書生之朝歸論も十分にも無之成程是迄書生之惡癖も有之候故幾分歎手之相届き候ほどは嚴重に取締も無之は不相叶候得共玉石混同して歸朝いたさせ候も元來初發歐米諸洲へ出し候政府之本意にも無之と相考百方抗論候得共雷同論多く終に不被行士族之錄一條に付

候も兎角一時流行論に而後害を顧み安着之目的相立候も所分いたし度と種々議論もいたし力を入候得共是又終に不被行尤士族之一條などは大に後來全國之開化不開化に關係候事に付甚殘念に存申候又此春臺灣征伐論相起り候に付百端抗論いたし候へ共是又終に不被行不得止別昏辭表差出辭職いたし申候積年之事も水泡と相成無智之人民は益無智となり貧弱之人民は益貧弱に陥り候はいかにも慨歎之次第に御座候小生も偏に従來之習俗と人智之品位と國之貧弱とのみ顧慮いたし漸を以徐々勸誘いたし大に教育にこゝろを用ひ其目的を爲達度と存詰候へ共何分にも才疎盲文兎角流行論に不能勝遺憾千萬に御座候近來議院論と申もの有之時も人位も不知もの、所説も不少候へ共何分如此年々混雜候もは人民もたまり不申小生も輕卒議院など、申事は不同意に御座候へ共何と歎議院様之ものに而も無之は終に治りは相着き不申歎と存申候或は薩州之兵隊なども勢つよく小生は此節長州に居候得共先日は東京之新聞を閲し候へは兵隊

爲政と云歎あり自然此野蕃風被行候は前途之保安は無覺束と慨歎いたし申候大村益次郎等深く此事を懸念いたし死するまで口やケ間敷申居小生等も屢相論し候得共勢終に到于此候はいかにも浩歎之至に御座候矯此弊は尋常之事に無之と存申候長州に居候は昨今府下之近況も迂遠千萬に候得共臺灣一條も支那と葛藤を生じ不穩風聞昏幣にまで差響候よし此後兵端ども相開候は不易人民之損害と深く懸念いたし居申候大人名和氏不幸之次第驚入申候是は先達を御悔み申進候歎とも相考候得共思起候に付申進候

(名和は名和緩)

先は爲其如此事に御座候時下別を御自愛第一に存申候草々頓首

九月十五日

尙々山本氏は無事に御座候哉御序に何卒可然御傳言御頼申候以上

(山本は山本重輔) (二三)は服部(三三)

一 三 兄内々字

孝 允

一四六 河瀬眞孝宛書翰

明治七年九月十五日

承り候は四月末之事に付御送り申候へは頓に御落手之筈と奉存候

(芳山は福原芳山)

芳山返金御買物之事は承知仕候

先達を琥珀織は御送り申候是又頓に御落手と奉存候御氣に参り候哉いか

哉と奉存候ラツコ之皮等は弟出立之時無之候に付山田市と河北等へ屹

(山田市は山田顯義) (河北は河北俊彌)

度相託し置是又御送り申候様申越候

東京之近況も委敷不相分候へ共臺灣一條に付候は支那と葛藤相生し余

程混雜之由何卒平和に相濟かしと萬禱仕候此上無智之人民を無智になし

貧弱之人民を貧弱に陥れ候は前途之目的は相立不申候

東京之新聞を閲するに兵隊爲政之歎あり是等は故大村死する迄懸念いた

し居弟も平生大に是而已杞憂罷居申候則此弊は野蕃之惡風に此風増長

候は前途之保養安は萬々六つケ敷御座候

御令聞へ可然奉願候時下別を御用心第一に奉存候草々頓首

(大村は大村益次郎)

九月十五日於深川認

(此の書は署名及び宛名を闕く明治七年木戸孝九が河瀬眞孝に贈れるものなり)

一四七 横山幾太宛書翰

明治七年九月十五日

亂筆高恕

様子次第南條祭に出かけ可申と奉存候其節は御機數端拜借奉願候
昨日は態々御光來奉謝候さて其節御願仕置候新聞紙類及鮎網等拜借相願
度必今日に限り候儀にも無御坐候得共當分御留守之儀に付申上候此段被
仰置被下様奉願候且又御出山之上は木梨吉田正木などへ可然御致意御願
申候先は爲其草々頓首

(木梨は木梨信一)
(吉田は吉田右一)
(正木は正木基介)

九月十五日曉

尙々御用相濟候は、速に御歸區奉待候以上

(幾太は横山幾太)

幾太 老兄御直披

孝 允

一四八 品川彌二郎宛書翰

明治七年九月十五日

亂筆御推讀可被下候

内密々々

池田佐藤等へよろしく御願申候

(池田は池田謙齋)
(佐藤は佐藤進)
(青蛇は青木周藏)

近來打絶へ書狀も出し不申候度々朶雲御投與奉謝候彌以御壯剛大賀此事
に御座候近況は始終青蛇子より得貴意候事と存候逐々御承知も被下候歟
弟も留學生一條に付候も初發政府之目的有之候事に付取締はいか様に
も嚴密に規則を立玉石混同之所分は不宜と屢相論し候得共終に不被行士
族之所分實に後來全國之損益化不化之大關係に於綿密着實に目的を可立
と種々議論を盡し盡力候得とも又不被行終に臺灣征伐之一條相起り候に
付内地今日之形勢を推し不可然事も有丈け之議論を盡し相とゞめ候得共
終に是亦不被行依る不得止辭表差出し去五月退職いたし申候此弊之來り
候も必竟生き、開化之はひこり候害歟と浩歎いたし申候弟は只管從來之

習俗と人智之品位と國之貧弱を顧慮し徐々教育を一般にし漸々以勸誘し其目的を爲達度と希望罷在候得共兎角當時之不能敵流行論遺憾千萬に御座候省思候得は疎才文盲之罪と涕泣いたし申候何故歟薩人之説長人に亦も補助いたし候もの多く前件之處も薩人より起り肥人長人雷同之氣味も有之候歟と相考へ申候長州に於ては府下之近況も委敷は相分り不申候得共臺灣一條に付候も支那と葛藤相生し不穩風聞御座候眞に開争端候時は益無智之人民を無智にし益貧弱之國を貧弱に陥れ候歟と坐以不安仕合に御坐候此節府下之新聞を閲し候へは兵隊爲政と云題に於て歎息之一文章あり故大村等も死するまで此事は氣にかけ居弟も多年口の酸く相成候ほと諸氏に相論し其萌芽を妨障いたし度と不一形盡微力候得共終に是亦無其詮長大息之至也元來此弊と申ものは大野蕃之習風に於て此よりして國家之大幸大不幸に關係し自然此弊増長候ときは前途保安は無覺束□□念罷在申候□□□も再獨逸行被行候よし□□□格別御力を被得候事と奉

(大村は大村益次郎)

字□□□は蝕

存候□□□不面白時節に飯朝不□□□千萬と存申候乍去また本□□
 □人情有様役人之品位一體輕重厚薄等も相分り再行思慮之一端に相成候事も不少と存候弟は溫物一條之始末を引受け歸縣後も緩急種々手を盡し候得共親類は舉る馬鹿なり懇意先き皆逃遁尼將軍溫物は無限愚痴而已ならべ立青蛇子舊のろけの口説などを楯にとり隨て何歟に波及生來未出逢難戰に引かゝり大困却いたし申候實に々々遷延候に付切迫に引込候處終に先日青蛇子退身に任せると申事決答に及び申候其に付不得止此次第青蛇へも相通じ申候然處此程また何歟後悔らしき事承り候に付手を入置申候七年間之事に付他より窺候も容易にござた々々は分り候事には無御座候青蛇子鳥渡馬關までにも歸縣候へは大に都合もよろしく一々十分に打合せ置後患無之様可致と折角歸縣を申越居候事に御座候萩に御留守へ御尋ね申北堂君にも直に御目にかゝり申候極々御達は御安心々々々細君もまめやかに御勉強之よし小楠是又極上丈夫に於て至極かつさい末たの

もしき小供に御座候旅宿へ参られ候よしなれとも留守に而殊に立前別而
残念に存候

先は御一左右申度如此に御座候其中別而御自愛專一に存候草々頓首

九月十五日

(河瀬は河瀬眞孝)

尙々青蛇子再遊之節は巨細に本邦之事情御承知と存候弟辭表之書面は
イ太利河瀬公使より御送り候事と奉存候もし不送候は、同人に御申越
御一見可被下候
芋之大勢を不知には随分困却々々

扇洲 兄

松菊 頑夫

(扇洲は品川彌二郎)

一四九 杉孫七郎野村素介宛書翰

明治七年九月十六日

候根本一定不仕而何も難信事と奉存候去三月下旬臺灣論之初發政府上にお
おひて内地之形勢事情を陳述し大に不可を論す一般人民之品位をすゝむ

(前文缺) 暫時見合五十歩百歩なり

(大隈は大隈重信)

(西郷は西郷従道)

るは教育を以第一要務とす教育は今日第五六におき似不急政府も心を不用候得共期後
來文明に誘導いたし候には如此之急務は無御座候依而定額增加之事も申
立候得共政府上條理を以答ふるものは一人も無之只大藏省之不底論に雷
同し其事も不被行央臺灣之事は意氣揚々と於政府上も議論有之候に付益
利害を論し外征を緩くせんと欲し且國用不底なるは政府上皆所憂然るに
此際何れ之金を以當外征之用と責問せり大隈云く于此五十萬圓之用意あ
り教育之時には大藏省不底に而金は少しも莫しと云今日得意之時は五十萬圓之
用意ありと云元より此事難落着候得共此枝葉を論し候も無益と考へ不及其事と云弟
對て曰く此事之決末未可推知只五十萬圓を以足れりとするは恰も無定數
之博奕を弄するに五十萬を以足れりとするに不異實に可笑之至なり大隈
又曰く必五十萬圓を超過するときは西郷を以誓ふと云へり弟依而不堪長
歎息則對て曰くかゝる全國之大事件西郷一人死を以誓ふと云其言元より
野蕃なり聽も亦野蕃に似たり堂々たる政府之ことにあらず孝九西郷之命
を以天下之蒼生に不能謝たとへ西郷之命數十百ありと雖も於孝九不用な